

平成21年度

第1回 鞍手町行財政改革推進委員会

会 議 録

平成21年8月25日

於：鞍手町議会議事堂

平成21年度 第1回 鞍手町行財政改革推進委員会

1 開催日 平成21年8月25日(火)

2 開催時間 開会13時30分
閉会17時52分

3 開催場所 鞍手町議会議事堂

4 出席委員

会長	亀井 滋		
職務代理	武谷 位千子		
委員	岡崎 邦博	香原 暹	
	小川 和男	梶栗 文一	
	許斐 英幸	有松 弘美	
	小松原 正春	末永 清	
	麻生 秀夫	藤井 福吉	
	田代 昭信	小島 美智子	
	五百路 恵美子		

5 推進本部

	柴田 好輝	古野 和雄	
	田中正一	本松 吉憲	
	熊井 照明	松尾 保則	
	松澤 守	原 繁幸	
	梶栗 英正	吉田 正行	
	長友 浩一	平瀬 研一	
	中野 眞路		

6 事務局

	阿部 哲	篠原 哲哉	
	白石 秀美	三戸 公則	
	石田 正樹	長浦 良	

7 傍聴者 なし

平成21年度 第1回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成21年8月25日（火）

午後1時30分から

場所：鞍手町議会議事堂

◎会議次第

1 開会

2 任命辞令の交付（全員交付）

交代委員

福祉関係委員
農業関係委員
教育関係委員
企業関係委員

宮崎實男委員 → 小松原正春委員
白石修二委員 → 梶栗文一委員
薦野君由委員 → 末永 清委員
榊原 糺委員 → 田代昭信委員

3 町長あいさつ

4 委員及び専門部会等の紹介（資料1、資料2）

5 会長選出

※鞍手町行財政改革推進委員会設置条例第4条第1項に基づき互選

6 会長あいさつ

7 会議録署名人の指名

8 議事

(1) 第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況について

(2) 公営企業中期経営計画の取組状況について

(3) その他

9 閉会

【議 事】

○事務局

皆さんこんにちは。定刻を過ぎました。1名遅れられているようですけれども、定刻を過ぎましたので始めさせていただきます。ただ今から平成21年度第1回鞍手町行財政改革推進委員会の会議を開会いたします。携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、クールビズの視点から、職員につきましては、上着やネクタイ等を着用せずに軽装で出席しております。委員の皆様におかれましても審議のしやすいスタイルをお願いいたします。会議はすでにお配りしています資料の中の会議次第に沿って進行させていただきます。会長選出までは事務局の方で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日の資料の確認をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。資料は事前に配布しましたものを、本日お持ちいただいていると思います。前回までの配布資料をお持ちの方もおられるかと思いますが、プランにつきましては、内容等のいろいろな見直し、資料の追加等がありますので、今回は皆さんに同じものを見ていただく必要がありますので、全員に新しいものを配布いたしております。そちらの新しいものを見ていただきたいと思います。本日の会議資料の一番上が会議次第になっています。それからその次のページから、右上のほうに資料番号を付けております。両面印刷をしているものは裏側に、資料2とかは裏面になったりしています。見にくい部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。資料1としまして、本推進委員会の委員名簿を付けています。その裏が推進本部の構成名簿になっています。それから、資料3といたしまして、進捗状況報告についての基本的な考え方という一枚ものになっています。それから、資料4。これが、第4次行財政改革の進捗状況の報告書になっています。それから、資料5。これが、評価点検及び見直しのチェック・アクションシートとなっており、これが79ページほどあります。この中で、今日、テーブルの上にお配りしています差し替え分があります。ページの70ページの差し替えでお配りしていますので、そちらの方をご利用いただきたいと思います。それから、資料6として効果額一覧表を付けています。それから、資料7。これが公営企業中期経営計画に基づく取り組みの進捗状況報告書となっています。これにつきましても、表紙から2枚差し替えが発生いたしました。恐れ入りますが、差し替えの方をよろしく願いいたします。それから、資料8と9。これは本推進委員会の設置条例とそれから施行規則を付けております。また、本日お手元に追加で資料10というのをお配りしています。これは、財政シミュレーションの検証資料ということになっています。この他に、別添資料として、プランを新たに配布しています。以上が今回配布しましたすべての資料です。もし、足りないものとか印刷の悪いものとかがありましたらお知らせください。よろしいでしょうか。何かありませんでしょうか。この会議の内容につきましては広報誌で後日住民の方にお知らせをいたします。また、お配りいたしています資料や議事録、こういったものにつきましては、町のホームページで公表いたします。それで、議事録作成のために録音をさせていただきます。つきましては、ご発言をいただくときには、係の者がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通してご発言いただきますようお願いいたします。それでは、次第の任命辞令の交付の方に移ります。はじめに、町長から任命辞令を交付させていただきます。本日は4名の新しい委員さんがおられます。4名の方については直接町長から、今から交付をさせていた

ですが、11名の再任の委員の方々につきましては、あらかじめお手元にお配りをしておりますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。お一人ずつ名前を読み上げさせていただきますので、前の方へお進みいただきたいと思います。では、町長お願いいたします。農業委員から推薦の梶栗文一様。どうぞ前へお願いいたします。

辞令交付

次に、社会福祉協議会から推薦の小松原正春様。お願いいたします。

辞令交付

次に、教育委員会から推薦の末永清様。お願いいたします。

辞令交付

次に、企業関係委員として指名をいたしています田代昭信様。お願いいたします。

辞令交付

ありがとうございました。次に、町長の柴田好輝がご挨拶を申し上げます。

○柴田町長

皆さん、こんにちは。非常に残暑厳しい時間帯の中、また、ご多用のところ、行財政改革推進委員会に出席していただきましてありがとうございます。ただ今、任命辞令を交付させていただきます、これから第4次行財政改革の第3期目の推進委員会がスタートする訳でございます。平成17年度の第1期から引き続き委員に就任いただいている方や、今回初めて委員に就任いただいた方もおられますが、皆様には、日頃から町行政の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。さて、住民の皆さんのご理解とご協力のもと、共に痛みを分かち合いながら厳しい改革に取り組んでいる真っ只中の昨年5月に、元会計職員による公金横領という、あってはならない事件が発覚しました。新聞等を通じて既にご存知とは思いますが、横領された公金の一部につきましては、去る8月5日に、直方警察署に元会計職員を告訴いたしました。事件の発覚により、住民の皆様には大変なご迷惑とご心配をおかけしております。その影響もありまして、昨年度はこの推進委員会を開催することができず、進捗状況の説明責任を果たせませんでしたことについては、心からお詫びを申し上げます。この後、昨年度報告を予定していました内容も含めて、これまでの4年間の取り組みの経過や効果について、事務局から報告をいたします。今年度は5年の計画期間の最終年度ですので、今後の取り組みも視野に入れながら、成果と課題という視点からも見ていただきたいと思います。委員の皆様からのご意見は、改革を進めていく上での貴重な提言となりますので、どうか忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単

ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

○事務局

ありがとうございました。次に委員及び推進本部員の紹介ということにしております。資料の1に委員名簿、2に推進本部の構成名簿を記載しています。推進委員の皆様には、名簿の順番に、ちようど時計回りに着席をいただいています。先ほど任命辞令の交付を受けられました、新任の委員の皆様から一言づつご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。はじめに梶栗委員からよろしいでしょうか。

○梶栗委員

農業委員の方から参加させていただきます、梶栗です。初めてのことで何もわからないことが結構あると思いますが、一緒に勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○小松原委員

社会福祉協議会の会長をしております、小松原です。社会福祉協議会は、この行革の中に出ております指定管理者制度を導入いたしまして1年経ちます。その間、この行革については、この部分については、勉強いたしましたけど、他の事についてはまだ勉強不足でございますので、よろしくお願いたします。

○末永委員

教育委員会の方から出ました、末永と申します。資料をいただいて、進捗状況なり、今までの状況を見てみたのですが、本当に大変だったなど。今までの委員さんのご苦勞が、本当に身にしみて感じました。今日、こういう形で参加させていただくことになりましたけども、これは大丈夫かなというような気持ちでおります。どうぞよろしくお願いたします。

○田代委員

今回、推薦いただきました田代昭信でございます。住所は中山本村区でございます。企業関係ということで、我々は今は自動車関係の仕事をやっておりますが、非常に自動車関係も一時はぐっと落ちておりましたが、最近はやや在庫生産ということで伸びてまいっております。今回の委員につきましても、行政のことは全く素人でございますので、皆様のご指導をよろしくお願いたします。

○事務局

ありがとうございました。次に会長の選出に移ります。会長の選出は条例の方に資料8として付けております。この中にありますように、条例第4条第1項の規定によりまして、委員の互選ということになっております。自薦、他薦などの方法によりまして選出をいただきますようお願いいたします。また、第3項の規定によりまして、会長に事故あるときはあらかじめ会長の指名する委

員が職務を代理することとなっていますので、会長が決まりましたら会長より職務代理者の指名をお願いしたいと思っています。前任期までの会長は亀井委員。それから職務代理者は前福祉関係委員の宮崎委員でした。どなたからでも構いません。推薦をいただければと思いますが。いかがでしょうか。岡崎委員お願いします

○岡崎委員

引き続き亀井委員に会長をしていただくことでいかがかなと思います。

○事務局

ただいま岡崎委員より、前会長の亀井委員に引き続き会長職をお願いしてはどうかというご提案がありましたけれども、皆様いかがでしょうか。

異議なしの声

○事務局

皆様異議なしということですので、亀井委員よろしいでしょうか。それではご挨拶をお願いいたします。

○亀井会長

皆さん、こんにちは。今、皆様方からご推薦をいただきました、前会長をしておりました亀井と申します。どうかよろしくお願いを申し上げます。何分、会の運営に疎いものですから、大変ご迷惑をかけると思いますが、皆さん方のご指導をいただきながら、なんとか職務を遂行していきたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。さて、今、柴田町長さんの方からお話がありましたように、第4次行財政改革の委員会は平成17年の6月10日に第1回の会合を開きまして、その年の12月まで約10回に亘って委員会を開催いたしました。後の1回はプランを町長に提出するという行動がありましたので、そういうふうにいたしました。それから、平成18年に1回、それから平成19年に1回。これは、この改革プランの進捗状況がどうかということで、そういう会議でございました。任期は今年の6月に終わっていたわけですが、まだ、取り組みの課題が完全に終わっていないものですから、引き続き行財政改革推進委員会を設定して、本日の会議に至っておる訳です。これから先、事務局の方で、ないしは推進会議の方で今までの課題の取り組みの進捗状況についてご報告があると思いますが、その報告を踏まえて会議を、皆様方と相談をしながら進めていきたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

○事務局

それでは会長、職務代理者の指名をお願いいたします。

○亀井会長

職務代理者の関係ですが、最初からこの委員会の委員として仕事をしていただいております武谷

さんをお願いしたらどうかと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

○事務局

武谷委員よりご挨拶をお願いいたします。

○武谷委員

すみません。何のことかとびっくりいたしまして、失礼いたしました。心してがんばっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。これ以降は推進委員会としての議事になりますので、町長はここで退席をさせていただきます。副町長及び本部員につきましては、プランに基づく取り組みの報告をいたしますので、引き続き委員会に出席をいたします。

○柴田町長

それでは皆さん、よろしく願いいたします。

町長退席

○事務局

それではここから、条例の規定によりまして会長が議長として進行をお願いいたします。

○亀井会長

それでは議事に入ります前に、条例第5条の規定に基づきまして、会長が議長として会議の進行をさせていただきます。議事に入ります前に、本日の議事録の署名人の指名をいたしたいと思えます。前回の会議では、榊原委員と武谷委員がしていただいておりますが、これは、会議毎に議事録の署名人は順番ですと決めておりますので、小島委員と五百路委員をお願いをしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

「はい」という声

ではさっそく、今から議事に入りたいと思えます。議事の括弧1、第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況について推進本部からの説明をお願いいたします。

○事務局

それでは説明に入りますが、はじめに資料3で進捗状況の報告についての基本的な考え方をご説明いたします。その後、阿部総務課長の方より資料4を使って進捗状況の報告。それから資料10

によりまして企画財政課長より財政シミュレーションについての説明。その後、中期経営計画についての進捗状況の報告と続いてまいりますのでよろしくお願いいたします。まず、はじめに資料3をお開きください。第4次行財政改革の進捗状況の報告についての基本的な考え方ということで、この後、チェック・アクションシートが資料5として出てきますけれども、それを見ていただく上で、区分欄というところに実施済、実施中、あるいは実施期間前、検討済、検討中、検討期間前というような言葉が出てまいります。最初のうちは実施期間前であったり、検討中であったりということが多かったのですが、現時点としましては、既に実施中というのがほとんどで、一部連番46の室木小と西川小の統廃合関係の項目につきましては、まだ検討中というふうになっております。裏面へまいります、進捗率についての考え方なんですけれども、一応、目標数値を掲げているものと、数値目標を定めていない場合があります。数値目標を定めている場合には、その効果額が目標数値に対してどれくらいの割合で到達しているのかというのをパーセンテージでお示ししております。それで、今回の場合、17年から18、19、20と4年間分の効果額と、それプラスの21年度の予算を組む段階で効果額が見込めているものという、こういったものがいくつかあります。そういったものについては効果額の半分を追加して効果額にあげております。これで、進捗率を出しておりますので、その辺を間違えないようお願いいたします。それから、数値目標を定めていない場合については、検討あるいは計画や方針策定の進捗率というふうに書いている、この表の左側と、それから具体的に取り組みに移った場合、実施段階の場合の進捗率の捉え方を基本的には0から100までの間で、大体、このあたりのときは20%だとか、40%ですよというような形で目安としてあげていくようにしております。あと、効果額につきましては、支出の削減、収入の増額及び支出の増加額を合計して出しております。こういったところを踏まえて、見ていただければと思っております。それでは、資料4の進捗状況の報告を総務課長より行います。

○阿部事務局長

総務課長の阿部でございます。それでは括弧1、第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況につきましてご説明をいたします。資料4の第4次行財政改革進捗状況報告書をお開き願いたいと思います。今までの各専門部会の会長が資料5、次の資料に基づきまして、チェック・アクションシートによりまして連番ごとにご報告しておりましたが、今回はこの資料に概要をまとめておりますので、読み上げさせていただいて、ご説明させていただきたいというふうに思っております。併せて資料5、次の資料ですね、5と6を一緒にご覧いただければ良いかなと思っておりますが、机の上が狭くて、なかなか広げづらいかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただきまして説明をさせていただきます。それでは読み上げますが、第4次鞍手町行財政改革集中改革プランにつきましては、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間としていますが、今年度はその最終年度を迎えています。また、昨年度は、推進委員会を開催することができませんでしたので、今回の報告は、平成19年度及び平成20年度の取り組み状況を中心に、これまでの4年間の取り組みと、本年度末の最終的な累積効果額の見込みについて概略を説明させていただきます。各項目の取り組みの詳細につきましてのご質問やご意見などは、すべての報告後にお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。資料5、先ほど申しましたように、資料5の第4次行財政改革チェック・アクションシートと、資料6、効果額一覧表を併せ

てご覧ください。それでは、改革項目の連番1から6までについては、歳入増加の取り組みをあげております。連番1から3の「税及び使用料・手数料等の収納率の向上」の取り組みでは、平成18年度は1082万7千円の効果が出ております。平成19年度の国の三位一体の改革に伴う税源移譲による未納額の増加や、平成20年中途からの急激な景気の後退に伴う所得の減少等の影響もございまして、結果的に町民税及び国民健康保険税の滞納額が増加し、連番2の「滞納処分等」を実施しているものの、累積効果額は一番上の表にございますように953万3千円と数値目標に対しましての進捗率は、平成20年度まで2.47パーセントという厳しい状況となっております。しかし、連番4「保育料の改定」。これは国の基準の90%に改定ということでございますが、累積効果額は768万1千円、この表でいきますと平成19年度効果と平成20年度効果の合わせた額でございますが768万1千円で進捗率は94パーセント。それから連番5「公共施設使用料の見直し」での累積効果額は233万1千円、これは19年度の84万3千円と20年度の148万8千円を足しまして233万1千円、進捗率は80パーセントと目標数値に向かって順調に効果をあげております。また、連番6の「企業誘致の促進と未利用地の処分」による財源確保の取り組みでは、町有地4箇所、民有地7箇所の「企業立地ガイド」を作成いたしまして、企業セミナーなどで関係機関への働き掛けを行っており、福岡県の東京事務所企業誘致アドバイザーの支援を受け情報収集に努めておりますが、まだこれからという状況でございます。なお、未利用地の処分として売り払った普通財産は、平成19年度に2116万2千円と平成20年度に882万5千円の効果額が出ており、累計で2998万7千円となり、進捗率は83パーセントとなっております。これは、表の中で出ておりますのでご覧いただきたいと思っております。改革項目の連番7から12につきましては、歳出削減の取り組みを掲げております。連番7の「各種補助金の見直し」では、平成19年度に2116万2千円、平成20年度に882万5千円の効果額が出ておりまして、累計で2998万7千円となり、進捗率は83パーセントとなっております。また連番8と9の「人件費の見直し」では、定年退職者のほか早期退職者が見込数以上あったため、退職者不補充等による累積効果額は目標数値を大幅に上回っています。最終的な累積効果額は、約3億5000万円、進捗率は200パーセントを超える見込みとなっております。特別職についても三役給与の特例措置による減額が行われ、最終的な累積効果額は、約1億2400万円、進捗率は約116パーセントが見込まれます。連番10の「公共事業の抑制」では、最終的な累積効果額は7億697万2千円、進捗率は115パーセントが見込まれますが、連番12の「投資的経費の削減」においては、継続事業及び緊急を要する事業のみ精査し予算計上して、今年度末の最終的な累積効果額は、約7900万円、進捗率は約90パーセントが見込まれております。連番11の「敬老祝い金の支給対象者の見直し」につきましては、平成17年度時点での推計と実際の80歳以上人口の推移に開きが生じておりますので、平成19年度に支給対象者の推計数を見直し、効果額の目標数値も変更いたしましたので個票を差し替えさせていただいております。最終的な累積効果額は、約1600万円、進捗率は約106パーセントが見込まれます。それから、連番13から16までは、「事務事業の見直し」に関する項目です。連番13の「職員提案制度の導入」においては、4年間で31件の提案がございました。講演会などの講師料の支払方法の見直し、各種宣伝媒体の作成、職員旅費の見直しの提案などは、財政的效果に繋がっています。講師料については外税方式から内税方式に変更し、平成19年度と平成20年度の2年間で41万8千円の削減、また、各種宣伝媒体の作成では、広

報誌に有料広告の掲載を開始し、2年間で20万円の増収、さらに、平成20年4月からは、マイカー出張における旅費の改定の提案を実施に移し、72万6千円の削減効果があり、累積効果額は134万4千円となっております。連番14の「決裁規程の見直し」による課長への決裁権限の一部委譲などの取り組みや、連番15の「事務処理の一元化」につきましては、公金横領事件の問題もあり、当面、実施を見送っている状況ですが、グループ制の定着や人事異動による影響等を考慮しながら、チェック機能の強化など再発防止策にも配慮して再検討を行っていきたいと考えております。連番16の「電算システムの活用促進」につきましては、4年間で200件以上の要望が各課から寄せられておまして、電算班が逐次対応し事務の効率化を図ってきています。連番17の「行政評価の導入」は、職員の手によりまして制度設計及び運営を図って、平成19年度から取り組みを開始し、試行を経て、本年度からは専門家の支援を受け、その確立と定着に向けての取り組みを本稼動することとしています。評価結果の活かし方が、今後の行財政運営にとって非常に重要になると思っております。それから3ページですが、連番18から21までの「行政サービスの向上」に関する項目では、連番19の「住民にわかりやすい案内図やサインの設置」を機構改革に併せて行いまして、連番20の「申請手続きの改善」では、印鑑証明書、これは交付申請、再交付申請、改印・廃棄申請、住民票と戸籍、転入転出、これは国民健康保険、国民年金、水道、し尿、児童手当等、こういった異動申請について、平成18年4月1日より一元化を実施しております。また、連番21の「時間外窓口の設置」につきましては、税務住民課、会計収納対策課、教育課、これは中央公民館関係でございますが、実施をしております。時間外窓口の利用件数を連番21の資料でご覧いただきますと、平成18年度は税務住民課関係で365件でしたが、平成19年度は700件、平成20年度は598件の利用がございました。また、会計収納対策課では平成19年度は343件、平成20年度は633件、教育課では平成19年度は16件、平成20年度は24件の利用がございました。平成20年度の総利用件数は1,255件で、前年度より196件増えております。平成21年度は連番18の「住民ニーズの把握」のため、行政評価に関連した、無作為抽出1,000世帯を対象に住民の意識調査を現在実施しております。今、郵送をしております。連番22から24までの「協働」に関する項目では、平成19年度に出前講座に代わる町政懇談会を実施しましたが、平成21年度には行政評価の内部評価の結果を公表することにより、連番22の「行政情報の公表・公開」に努めることとしています。また、連番23の「住民参画の推進」につきましては、必要に応じて審議会等の委員の公募を行っており、連番24の「住民団体の育成・支援」に関しましては、助成事業を活用して、コミュニティ事業2団体が立ち上がっている状況でございます。それから、連番25から33までの「組織機構」に関する項目では、平成18年10月1日付で連番27で掲げていました会計と特別収納対策の事務を所掌する会計収納対策課を設置いたしましたほか、連番25の「課室局の統廃合」と併せて連番26の「グループ制の導入」を平成20年4月から完全実施しております。それから、連番28から32では、連番28の「業務量に応じた適正配分」の取り組みにつきましては、「課室局の統廃合」と「グループ制の導入」に伴いまして事務分掌を見直し、連番31の「異動希望自己申告制度の導入」や連番32の「昇格資格試験制度の導入」を行って「職員配置の適正化」にも努めてきました。平成17年4月現在の普通会計職員156名を138名に、18名、率にいたしますと11.5パーセントの減員を図ることとしていました目標に対しまして、平成21年4月1日現

在の普通会計職員数は131名となり、目標を上回る25名、16パーセントの減員となっております。なお、連番29の「収入役を置かない事務体制の構築」につきましては、収入役の任期満了後は、職務代理者で対応しておりましたが、平成19年4月1日から収入役廃止及び会計管理者の設置に係る改正地方自治法が施行されましたので、一般職の会計管理者を設置し、職務代理者からの移行を行っております。連番30の「女性職員の管理職登用」は、連番32の「昇格試験制度」の導入により門戸を開いています。班長職への昇格試験では、平成19年度に女性職員から1名の合格者がありましたが、平成20年度は女性職員の受験者はありませんでした。本年4月から施行いたしました鞍手町男女共同参画推進条例の主旨も踏まえ、今後も性別を問わず管理職登用の機会を設けていくこととしています。連番33の「附属機関の見直し」につきましては、審議会等の委員については必要に応じて公募を行いながら住民参画を推進してまいりたいと思っております。連番34と35の「職員」に関する項目では、平成18年10月に鞍手町人材育成基本方針を策定いたしまして、その基本方針の実施計画に基づいて、「異動希望自己申告制度の導入」や「昇格資格試験制度の導入」にも取り組んできました。また、平成19年度には地方税の滞納処分や処理について高度な知識や技能を修得させるために、福岡県市町村税務職員実務研修に職員を派遣し、さらに、地方公務員法に関するより高度な知識の習得のため、福岡県市町村職員研修所の「研修講師養成派遣研修」を利用し、町の負担がない中央研修、これは千葉にあります市町村アカデミーなんです。これに1名の派遣をしております。平成20年度は人事交流・派遣研修に係る取り組みはありませんでした。連番36と37の施設の「管理」に関する項目では、22件の工事を平成19年度から23年度までの5年間に振り分けて、年度ごとに優先順位を付して施設改善計画を策定しましたが、厳しい財政事情から、実施済については現在までのところ5か所です。着手できなかった事業につきましては、平成21年度以降の計画に繰り越しております。また、「利用申請等の改善」につきましては、文化体育施設は、指定管理者制度の導入に至らなかったため、平成20年度より毎週木曜日、午後7時まで窓口延長し対応していますが、時間外の窓口利用者は、現在のところ少なく、一部の団体に限られているために窓口延長の必要性は低いと判断しています。また、総合福祉センターの勤労者ふれあい棟は、自動券売機を設置し、飛び込みの利用者に対しての利用がしやすいよう改善しております。連番38から42までの「指定管理者制度の導入」では、鞍手町葬斎場と鞍手衛生センターは平成18年10月から、大谷自然公園は平成19年7月から、総合福祉センターは平成20年4月から指定管理者制度を導入し、一定の効果を出しています。累積効果額は、総合福祉センターでは平成20年度に614万1千円、大谷自然公園では1年9か月間に30万9千円、鞍手町葬斎場では2年6か月間で243万2千円、鞍手衛生センターでは2年6か月間で1110万1千円と、順調に成果をあげています。この数字は19年度と20年度のこの表に掲げております数字を足したものです。それから、大谷自然公園は19、20、葬祭場18、19、20、衛生センターは18、19、20の3年間を足したものが数字としてあがっています。それから、文化体育総合施設につきましては、1社の応募がありましたが効果が見込めないということで指定管理者制度の導入には至りませんでした。業務を個別に見直しまして、中央公民館の住み込みの管理人については廃止して機械警備へ移行しております。それから体育施設の監視人、これは臨時職員でございましたが、これについては業者委託へ移行、清掃業務の委託につきましては清掃員3名を2名に削減、さらに、長谷別館については住み込みの管理人を廃止して、平成20年4月

から地元住民と管理委託契約を行いまして、平成20年度に486万円の効果を出しております。連番43、44の「民間活用」では、連番43の「剣第二・西川第二保育所の民営化の検討」を行いまして、平成21年3月31日をもって剣第二保育所、西川第二保育所の移管業務を全て終了しております。また、連番44の「学校給食の民間委託」については、学校給食民間委託導入検討委員会における審議を経て検討を行いましたが、経費や調理員の面で、現状と比べ大幅な効果が見込めないことから、平成19年4月20日の定例教育委員会で協議した結果、直営で運営していくことと決定しています。さらに、連番45の「業務委託の見直し」では、平成19年4月から各小中学校、鞍手分校及び古月保育所において用務員委託を廃止いたしまして、警備会社への警備委託を開始し、年間に1079万3千円の効果を出しております。連番46と47の学校の「統合、廃止及び用途の見直し」では、平成19年10月に室木小学校と西川小学校の統合検討委員会設置のための準備委員会を役場内に立ち上げまして、平成20年8月に第1階室木小学校と西川小学校統合についての検討委員会を設置しました。その後、本年3月までに4回の検討委員会、室木小学校区及び西川小学校区での説明会を開催しており、本年11月までに全9回の検討委員会を開催して取りまとめを行う予定でございます。また、鞍手分校あり方検討委員会における審議の結果では、財政面から見た場合、現在の状況では町財政に大きな影響を与えるような状態とは思われないことや、生徒数の推移も急激な減少傾向ではないことなどから、学校現場教職員が一体となって、今後も特色ある学科・コースや教育課程を編成するよう期待し、「現状では、鞍手分校は存続が望ましい」との結論に至っております。ただし、今後、生徒数の大幅な減少や施設の大改修が起ることも予想されるために、3年後若しくは5年以内に再度、見直し検討の必要があるという結論となり、教育委員会に提言が行われました。この提言を受けまして平成19年8月22日の臨時教育委員会では、「現時点では存続が望ましいが、今後、分校の運営状況が大きく変わるようになった場合は、改めて廃止について検討が必要」との協議結果となっております。最後のページでございますが、以上が47改革項目の進捗状況の概要です。5年間の計画期間における効果額目標は、当初14億3600万円を見込んでいましたが、実施に向けた取り組みを進める中で、当初の見込み以上の効果が見込まれる項目があったことなどから、目標数値を見直したものがございまして、現時点での効果額目標は15億3039万9千円に修正しております。効果額目標に対しての、平成20年度までの4年間の累積効果額は10億1969万3千円、到達率は66.63パーセントとなっております。また、平成21年度中に見込んでいます効果額から現時点で推計しますと、本年度末の最終的な累積効果額はおよそ14億471万9千円、到達率はおよそ91パーセントが見込まれております。また、連番6の「企業誘致の促進と未利用地の処分」では、2年間に728万9千円や連番13の「職員提案制度」による取り組みで、134万4千円の効果額が出ていますが、元々目標額を定めていなかった項目ですので、合計863万3千円の効果額については、15億3039万9千円の目標額に対する累積効果額には含めておりません。トータルだけを見ますと、およそ91パーセントの到達率が見込まれておりますが、100パーセントをかなり上回る効果が出てくる項目もございまして、ほとんど効果が出ていない項目もございまして。特に、収納率の向上に関する取り組みは極めて厳しい状況だといえると思います。最終年度であります今年度は、できるだけ効果創出に努め、今後の行財政改革の取り組みも視野に入れながら、この5年間の成果と課題を検証する必要があると考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○事務局

続きまして、資料10。本日追加でお配りいたしました、資料10によりまして、財政シミュレーションの状況について企画財政課長よりご説明をいたします。

○本松本部員

企画財政課長の本松です。どうぞよろしくお願いいたします。鞍手町単独財政におけるシミュレーションの検証及び今後の見通しについて説明いたします。座って説明させていただきます。まず、お手元に資料10を出していただきまして、資料の説明を先にさせていただきます。3ページをお開きください。よろしいでしょうか。3ページには第4次行財政改革集中改革プラン策定時における歳入歳出見込額と各年度の決算額の比較表というふうにいたしております。平成17年度から平成20年度は決算額を、平成21年度は決算見込額を掲載いたしております。その表の下から5行目でございますが、5行目に歳入歳出の差引き額を、下から3行目に基金の取崩し額を、下から2行目に改革プランの効果額を、下から1行目に基金、改革プラン効果額等の合計額、これの各年度及び累積額というふうに表示しております。次に4ページですが、一般会計上の財政調整基金等の基金の種別と、積み立てあるいは取り崩し状況を一覧表といたしております。次に5ページですが、平成22年度から、今後5年間ということで、平成26年度までの5年間の財政シミュレーションの試算ということで一覧表にまとめております。次に6ページから13ページにつきましては、平成22年度以降の財政シミュレーションを試算するにあたりまして、歳入歳出それぞれ各項目ごとに、今後推定される要件を加味したところで見込額を掲載いたしております。これをまとめたものが、先ほどいいました5ページの平成22年度から平成26年度までの5年間の財政シミュレーションの試算表というふうにしてしております。14ページから17ページにはそれぞれの歳入科目の解説を添付いたしております。資料につきましては後ほどご参照をいただきたいと思います。では、1ページに戻っていただきまして、読み上げて説明とさせていただきます。鞍手町単独財政におけるシミュレーションの検証及び今後の見通しについて。まず1番目に平成17年度から平成20年度までの決算状況について説明いたします。行財政改革集中改革プラン策定時見込みの歳入歳出の差引財源不足を、平成17年度から平成20年度までの4年間で18億3527万4千円としていました。決算の結果としましては、4年間で3億8076万7千円の余剰金が生じております。これは、行財政改革集中改革プランによる効果額累計10億1969万3千円と財政調整基金等の取崩の累計11億9298万4千円で補ってきたことにより、単年度ごとの歳入歳出を調整した結果、赤字決算となりませんでした。ただし、平成20年度の決算において1億180万5千円の余剰金となっておりますが、繰越明許費1206万4千円が含まれておりますので、実質の繰越額は8974万1千円となります。また、諸収入には特定目的基金繰替金1億円を含んでいます。この基金繰替金は、平成21年度、22年度で戻し入れをすることとしています。※印を付けておりますが、平成18年度の歳入歳出は、例年の規模よりかなり大きくなっております。56億9700万円ほど拡大となっております。表の一番下にも注釈を付けておりますが、これは、土地開発公社の保有土地を町が買い取るため、かんがい基金等を一旦取崩しまして、必要額22億6509万円を除くものを、再度、同基金に戻し入れをしたためのものです。次に平成21年度の決算見込みに

ついて、平成21年度の歳入歳出につきましては、決算見込みで現在のところ金額を掲載していません。歳入につきましては、平成20年度の決算と、平成21年度で、ある程度確定できるものを参考に試算し、歳出につきましても補正予算等を反映したものとして試算を行っております。また、補正する予定の予算につきましては、昨年度より国の経済対策の一環として、歳入となる臨時交付金、県助成金と歳出となる事業費を含めていますが、経済対策に関連する事業につきましては特殊要因であることから、平成22年度以降の試算では、確定したもの以外は、これらの事業費関係を除外したもので算出しています。従いまして、歳入歳出を調整をいたしておりますが、当初予算に計上しています特定目的基金からの繰替え2億1129万7千円につきましては、実質収支を把握するために除外して試算しています。また、平成20年度末の特定目的基金を除く財政調整基金等の残額が2億5348万7千円ということから、この財源を充てますと町の貯金となります基金等が底をつくという状況になってます。次のページをお願いします。平成17年度から平成21年度までの財政シミュレーションの検証についてということで、先ほど1、2で申し上げたものをまとめております。行財政改革集中改革プラン策定時における財源不足を、総額25億1566万8千円と見込んでいます。これに対し、行財政改革集中改革プランによる平成17年度から平成21年度までの効果額見込みを14億471万9千円および財政調整基金等の取崩の累計12億2190万5千円により収支のバランスをとったこととなります。従いまして、平成17年度から平成21年度までの財源不足、総額25億1566万8千円につきましては対応できたこととなりますが、町の貯金である財政調整基金等が底をつき、今後の事業展開にあたりましては、財源不足を補填する原資の確保が課題となります。現時点では、財源不足を補填する原資として、特定目的基金から繰替運用することしか手段がないのが実情です。この繰替運用した特定目的基金は、後年度に分割して基金へ戻していくこととなります。次に4番目の平成22年度以降の財政シミュレーションについてご説明いたします。平成22年度から平成26年度までの財政シミュレーションにつきましては、平成20年度の決算をベースに、平成21年度の決算見込額のうち確定額等を参考に、将来予測される以下の要件を加味し試算をしています。今後、見込まれる要件としましては、事業については現状維持で推移することとし、新規事業は凍結する。主要事業については、先送り可能なものは財政状況の好転まで延期する。ただし、土木事業費で溜池改修事業費は、これは一箇所申請しておりますが、国費事業であり既に着手していること、平成23年度より溜池本体の工事が本格実施ということで、これについては費用の中に加算しております。人件費については、職員の退職に伴う退職金、公債費の増及び定数138人ということで動いておりますので、それを基に職員採用等を考慮した中で人件費を試算しています。平成22年度に国勢調査が実施されます。これに基づきまして、将来人口の予測数値に基づき交付税措置等を試算しています。国立の社会保障人口問題研究所が全国における各市町村の人口予測を立てております。これでいきますと、鞍手町は来年度の国勢調査では1万7112人と前回の国勢調査より約千人減になるというふうに想定いたしておりますので、これを基に交付税等の予測数値を出しております。将来予測につきましては、今申し上げましたような要件を加味するとともに、大部分の事業を現状で推移するという前提で試算をおこなっております。従いまして、新たな事業の展開など不確定要素が多分にあることから、財政シミュレーションにつきましては、毎年度の決算状況を基に検証していく必要があるというふうに考えております。資料5ページに今後5年間の見込額を計上いたしております。一番下の欄に累計ということ

で各年度のマイナス要因、それから、最終的に平成26年度での累計額というふうに記載しております。最終的には、マイナス6億5496万3千円というふうに試算いたしておりますので、このことから、今後より一層に歳入の増を図るとともに、歳出の抑制を図っていく必要があるかと思っております。以上で鞍手町単独財政におけるシミュレーションの検証及び今後の見通しについての説明を終わります。

○事務局

続きまして、集中改革プランの一部であります、公営企業の中期経営計画に基づく取り組みの報告をいたします。資料7をお開きください。上下水道関係につきましては上下水道課長が、それから、病院と老健関係につきましては、病院の事務局長の方から続けて報告をいたします。

○吉田本部員

上下水道課の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。まず、私の方から水道事業の説明をさせていただきます。1ページ目をお開きください。まず、鞍手町水道事業のですね、中期経営計画に基づく取り組みについてということで、平成18年度から20年度を掲げています。それに、中期財政計画について収益的収支、3条予算のですね。それから、資本的収支、4条予算のことになりますけども、それについて、このページでは18年度から掲載しておりますけども20年度についてご説明させていただきます。まず最初に収益的収支のですね、20年度の営業収益、営業収益というのは料金収益のことになります。この計画が、3億4866万2千円ですね。そして、決算見込が3億3954万7千円になっております。営業外は主に外部からの工事手数料等になります。計画では、172万4千円、決算見込では262万3千円になっております。そして支出の方にまいります。営業費用3億2276万6千円、決算見込が3億312万2千円になっております。営業外費用2692万5千円、決算見込2436万5千円ですね。収支が計画では69万5千円、決算見込では1468万3千円になっております。次にですね、資本的収支、これは投資的な経費になります。まず収入としまして工事負担金、これは下水道工事による下水道事業からの収益になりますけど、これが1399万1千円、決算見込では1484万5千円です。そして、固定資産の売却益の計画では1千円の頭だしですが、決算見込ではありませんでしたので0ですね。それで、支出の方にまいります。建設改良事業費ですね。これが4714万7千円に対しまして、決算見込額は3117万2千円。企業債、起債の償還金ですね。4349万2千円の計画に対しまして、決算見込みが4349万2千円になっております。それで、資本的収支の収支としましては計画では7664万7千円ですね。決算見込では5981万9千円になっております。その下の段にですね、平成20年度の収益的収支は1468万3千円の黒字決算、資本的収支の差額5981万9千円は当年度の分の損益勘定留保資金で補填しています。なお、収益的収支の減は、給水人口減による給水収益の減と、今年度より一般会計からの繰入れがなくなったことが主な要因です。また、資本的収支の減は、建設改良費の減と、企業債償還金の減が主な要因であります。次に主な取り組みの方にまいります。鞍手町水道水質改善検討委員会についてです。これは、浄水場で浄水工程しているんですけど、水質、臭気項目の改善とクリプトストリジウム対策ということで委員会をしております。そのために平成20年度に1回開催しております。その内

容は、浄水場の改修に伴う事業認可変更の取得内容の報告と、費用対効果の審議を行いました。また、水道料金の改正については、浄水場の改修が終了し、供用開始予定の平成24年度を目途に検討していきます。2、今後の取り組みについてですね、浄水場の改修工事に伴う、事業認可変更を平成20年度に承認を受けました。平成21年度に工事に必要な実施設計業務を行い、平成22年度から工事に着手予定、平成23年度に工事を完了予定で、平成24年4月供用開始予定です。それから、3としまして経費節減等の取り組みについて申し上げます。平成20年度水道料金において、減年度分の収納率は98.7パーセントで、滞納分は92.7パーセントとなっています。未納者に対しては納付催告や給水停止等の処置を実施しておりますが、この取り組みを継続していきながら、会計収納対策課と連携し徴収対策に取り組んでいくことを視野に入れ、収納率が100パーセントとなるよう努めていきます。続きまして、2ページ目の鞍手町下水道事業中期経営計画に基づく取り組みについての報告をさせていただきます。平成18年度から20年度ですね。中期財政計画について、収益的収支の方からまいります。これも平成20年度の方を報告させていただきます。まず、営業収益、計画がですね4425万2千円、決算が4331万1千円になっております。これは主に下水の使用料になっております。これは4424万8千円と決算が4286万3千円。その他は登録手数料となっております。計画では4千円、決算では44万8千円。それから営業外の収益といたしまして、7323万6千円、決算で6346万7千円。これは一般会計からの補助金が6423万5千円で、決算見込額が5477万5千円ですね。その他としまして、消費税分が900万1千円の計画に対しまして、869万2千円になっております。それで、収入合計が計画では1億1744万8千円、決算では1億677万8千円になっております。それから、次が営業費用の方にまいります。営業費用の計画ですと4866万8千円、決算にまいりますと4238万8千円ですね。その中で人件費ですね、482万1千円に対しまして、決算では473万円。その他としまして維持管理費とか下水道の負担金がありますけども、計画では4384万7千円に対しまして、決算では3765万8千円になっております。それから営業外費用の方にまいります。営業外費用が計画では6882万円に対しまして、決算では6408万4千円になっております。その明細といたしまして、企業債の利息が6694万5千円の計画に対しまして、6408万4千円ですね。その他として利息として、計画では187万5千円を予定していましたが、決算では0ということですね。それで支出の合計が、計画では1億1748万8千円、決算では1億647万2千円ですので、収支といたしましては平成20年度で30万6千円になっております。その下にまいります。平成20年度の経常収支は、収入支出それぞれ1億1748万8千円と計上していましたが、30万6千円の利益となりました。営業費用項目の流域下水道維持管理負担金等の減額によるものです。それから資本的収支にまいります。資本的収支のページの中にですね、18、20、20となっていますが、申し訳ありません。真ん中の項を19年度をお願いします。まず、企業債がですね、計画では2億7930万円になっております。決算では2億2580万円。国庫補助金が2億円の計画に対しまして、決算では2億円ですね。その他受益者負担金ですね。これが1億3787万円に対しまして、決算では1億6283万1千円。収入合計が6億1717万円に対しまして、決算では5億8863万1千円になっております。その中で建設改良費が5億2993万8千円、決算では5億140万円になっております。企業債の償還金が8723万2千円、決算では8723万1千円です。支出の合計が6億1717万円の計画に対しまして、決算が5億88

63万1千円になっております。平成19年度より資本的収支の減額は、主に建設改良費の工事の減が主な要因です。次のページをお願いします。次のページにですね、主な取り組みについて掲げております。まず、下水道の現状としまして平成20年度末で、全体計画区域850ヘクタールのうち、供用開始区域171ヘクタール、整備済面積174ヘクタールで整備率は20パーセントであります。処理人口につきましては、行政人口1万7888人のうち、処理人口が5451人で普及率30.5パーセントであります。その内、約3412人の方が下水道を利用されております。それから、2の経営基盤の取り組みですね。下水道使用料収納率の向上ということで、口座振替制度の促進を図り、収納率の向上を図っております。括弧2ですね、建設コスト及び管理コストの縮減、下水道経営の効率化を図るため、新たなコスト縮減項目の掘り起こしを行いながら、建設コスト及び管理コストの縮減を平成17年度より実施しております。括弧3、下水道使用料見直し、一般会計からの補填を削減し、受益者負担金の原則に近づけるため、今後も検討いたします。3、経営削減等の取り組みによる効果です。職員の削減により、平成19年度より削減効果が現れております。1名減としております。4としまして、今後の取り組みですが、今後は、住宅密集地である中山地区の北区、上新橋区、西区、い傘田区の整備を積極的に進め、町民一人ひとりが生活の豊かさを実感できる、ゆとりと潤いのある居住環境の形成を目指して下水道整備に取り組んでいきます。また、平成20年度にて、既認可区域236ヘクタールから用途地域の既成市街地100ヘクタール、神崎地区の一部、山ヶ崎、唐ヶ崎、裏田団地、小牧区の一部を拡張して、事業認可区域を336ヘクタールとし下水道整備を進めていきます。以上で、水道事業と下水道事業の報告を終わります。

○中野本部長

町立病院の中野です。鞍手町病院事業の中期経営計画の取り組み状況についてご説明いたします。座って説明させていただきます。まず始めに中期財政計画についてご説明いたします。4ページの①収益的収支では、平成20年度の経常収支予測を1658万3千円の利益と見込んでいましたが、最終的には9439万3千円の赤字決算となりました。主な理由としましては、入院、外来双方での患者数が減少していることが主な要因です。患者数の減少は入院に関しては、整形外科常勤医師の派遣が開始されましたが、入院に至る疾患患者がすぐには集まらなかったことや、眼科医師の非常勤化に伴い入院患者が無くなったことにより、計画より21名減少しています。外来では、眼科の非常勤化や、状態の安定している患者に長期投与を実施したことにより、計画より1日平均42名減少しました。次に5ページの②資本的収支につきましては、平成20年度の資本的収支予測を1億3602万8千円の不測額と見込んでいましたが、最終的には1億5747万7千円の不測となり当年度損益勘定留保資金から補填いたしております。主な取り組みの1、設備投資についてご説明申し上げます。南病棟浴室トイレ等改修工事は昭和56年開設の浴室やトイレをバリアフリーとし全面的に改修しました。高圧受変電設備工事は電力を供給しているキューピクルが更新推奨時期を大幅に超過し、安定的な診療環境の提供が最重要課題であると考え、感電、停電、火災など電気による災害が懸念されましたので整備しました。低音プラズマ滅菌装置及び高圧蒸気滅菌消毒装置は医療材料を滅菌し再利用する機器で、医療機関においては必要不可欠であるため、平成3年に更新した装置が老朽化したために更新しました。個人用透析装置は、重症や感染症など身体の状況により透析室にすることができない患者様に対して病室で透析ができる装置で、平成5年に購入し

たものを更新しました。オーダーリングシステムは医療情報を一括管理するシステムで、患者様の待ち時間短縮や情報を一元化することにより、指示、手法など伝達に関するミスをなくし、医療事故防止及びヒヤリハット削減に努めるために導入いたしました。2 経営健全化への取り組みについてご説明申し上げます。当町の患者の受診増加項目については、平成20年度から開始された後期高齢者医療制度に伴い、75歳以上の方が国保から除外されたため、数値上では入院、外来とも受診率を下げる結果となり、特に入院においては、75歳以上の入院割合が多いため著しく減少する数値となります。また、アンケートによる患者満足度は、すべての項目において良好な結果を得ることができました。財務については、一般病棟の入院単価は低下傾向にあります。これは、眼科の常勤医師の派遣中止による入院患者数及びそれに伴う手術料の減少や患者の高齢化に伴う積極的な治療の抑制などが原因であります。外来単価は、薬剤の長期投与や注射行為の増加に伴い上昇傾向にあります。人件費率は、整形外科の常勤化に伴う入院料の増加及び内科、特に消化器の入院患者の増加により入院収入が増加しましたが、医師及び看護師の確保により人件費が増加しております。しかし、昨年と比較して0.7パーセント改善しております。プロセスについては、救急の入院患者においては、呼吸器や脳神経の疾患による搬送が減少し、整形外科の搬送が増加しました。外来においては、呼吸器、循環器及び整形外科で搬送が増加し、どの疾患分野にも該当しない比較的軽度の患者の搬送が大幅に減少しました。結果として、入院患者は昨年との比較で6名の減少、外来患者は7名の増加となり、患者数としては昨年と変わらない結果となっています。人材については、平成18年度に医師2名がマンモグラフィ読影医を取得、放射線技師3名がマンモグラフィ技術認定を取得し、より正確な検査及び診断を実践することが可能となりました。詳細は6ページに載せています。次に6ページの3、経費削減等の取り組みについてご説明いたします。未集金対策は、未集金発生の事前予防策として、入院前に医療費控除の案内や生活困窮者と面談を行いました。また、入院中の患者で支払いの滞っている方に関しては、患者や家族との面談を行い、分割などによる定期的な支払いも実施しております。これらにより、昨年度より0.01パーセントと僅かではありますが改善ができました。金額では取り組みをしなかった場合と比較して、47万円改善しています。回復期リハビリ病棟の取り組みに関しては、平成20年度は4月より新たに整形外科常勤医師2名が派遣となりました。派遣当初は、患者も集まりにくい状況でしたが、後半は多くの対象者を確保することができ、結果として、昨年より述べ患者数が503人増加しました。そのため、取り組みをしなかった場合と比較して、収入で7655万1千円増加、支出2754万1千円増加、差引き4901万円を改善しています。査定の減少対策に関しては、診療報酬明細書のチェックを強化することにより、17年度が0.32パーセント、18年度が0.21パーセント、19年度0.23パーセント、20年度0.27パーセントと、17年度と比較しては減少していますが年々増加傾向にあります。査定には回避可能なものと不可能なものがありますが、病名漏れなど回避可能なものに関しては、医師と医事課にて連携し減少に努めてまいります。以上で鞍手町病院事業の中期経営計画に基づく取り組みについての説明を終わります。続きまして、鞍手町介護老人保健施設事業の中期経営計画に基づく取り組み状況についてご説明いたします。まず、始めに中期財政計画についてご説明いたします。7ページの①収益的収支では、平成20年度の経常収支予測を84万2千円の利益を見込んでいましたが、最終的には112万円の利益となりました。主な理由としましては、平成18年4月の介護報酬の改定による加算や、平成19年度から始めた土曜日開設に

伴う増収が主な要因です。次に8ページの②資本的収支につきましては、平成20年度の資本的収支予測を984万4千円の不測額と見込んでいましたが、平成19年度に計画していました送迎車両購入を平成20年度に購入したため、最終的には1094万3千円の不足となり、当年度損益勘定留保資金から補填いたしております。次に③延入所者状況につきましては、平成20年度の計画では2万1681人の入所者を計画していましたが、実績では2万1504人となり177人の減員となりました。主な理由としましては、入所者の入院等が多く計画に届きませんでした。④延通所者状況につきましては、平成20年度の計画では6776人の通所者を計画していましたが、実績では7835人となり1059人の増員となりました。主な理由としましては、利用者増加への取り組みのため、平成19年度から土曜日を新たに開設したことが大幅な増加の原因となりました。次に9ページの主な取り組みについての1、施設利用者増加等の取り組みについてご説明申し上げます。平成19年4月より土曜日の開設を実施し、利用者の増加に取り組みました。平成20年度では通所利用者を1日平均28人で計画していましたが、最終的には1日平均26人となりました。平成19年度と比較しますと1日平均4.5人の増員となりました。今後も引き続き居宅介護支援事業者等との連携を更に深め、通所利用者の増に努め、収益の増収につながるよう取り組んでいきます。2設備投資につきましては、平成19年度に車両購入を計画していましたが、通所利用者数の推移を踏まえ、平成20年度に送迎車両を購入しました。3経営健全化への取り組みにつきましては、職員への経営状況の周知等を行い、経営に対する企業意識、経営感覚の定着、研修会への参加、カンファレンス、ミーティング等における内容の充実、業務の効率化を図り、施設サービスの充実に努めています。また、入所者、通所者に嗜好調査を実施し、アンケートの結果を基に、利用者の方々に満足していただけるような食事の提供に努めていきたいと考えています。4収益増や経費削減等への取り組みについては、平成19年度より通所者への土曜日開設や平成20年10月から通所リハビリテーションにおけるサービス提供時間の拡大を行い、収益の増収に努めています。なお、通所利用者増等に伴う職員の雇用につきましては、資格を持った臨時職員等で対応しています。以上で鞍手町介護保険施設事業の中期経営計画の取り組みについての説明を終わります。

○亀井会長

では、ここです、ただ今、議事の括弧1、第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況及び括弧2の公営企業中期経営計画の取り組み状況についての説明がありました。時間が約1時間半かかりましたので休憩に入りたいと思います。休憩時間は3時20分までとりたいと思います。よろしいでしょうか。休憩に入ります。後ほど質問を受けます。

休 憩

○ 亀井会長

では、今から会議を再開いたします。まず、会議の進め方ですが、議事の1、第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況について、まず、そちらの方からいききたいと思います。範囲がものすごく広いですから、範囲を区切って質問時間を設けて進めていきたいと思います。よろしくお願います。発言を頂くにあたっては、お名前と質問の箇所、例えば資料でわかれば、その辺を指

摘して頂いた上で質問をお願いいたします。では、質問を受けます。分野ごとに財政関係連番1から12の質問を受けたいと思います。はい、岡崎委員。

○岡崎委員

岡崎です。まず連番の1です。連番1の目標収納率の設定なんですが、先ほど阿部総務課長の方からも説明がありましたけどもですね、一番最後のところで収納率の向上に関する取り組みは極めて厳しい状況ですというふうに言われてます。実際に進捗状況としても数字上也がってないということになっているんですが、この具体的取り組みの内容の中でですね、理由として20年度の途中からですね、急激な景気の後退による所得の減少ということで収納率が上がらないというようなことになっているんですが、私が一般の方たちといろいろと話をする中でですね、こういう状況は確かにあるということですが、町長の冒頭の挨拶の中にありました、公金横領に対してですね、町の取り組みの姿勢がどうなのかというようなことからですね、税金を納めたくないというようなことを数名の方から言われることが実際ありました。それが本当に収めてないのかどうかは分かりませんが、新聞の報道の中にもですね、そういうようなことを書かれていたこともあります。したがって私自身はですね、こういった経済環境の悪化も当然あるんでしょうけども、町の姿勢としてですね、この公金横領事件の取り組み、その姿勢に対してもですね、批判的などころから収納率が上がってないんじゃないかなというようなことをちょっと思うんですが、その辺りはいかがですか。

○亀井会長

いいですか、どなたか。はいどうぞ。

○松澤本部員

はい。財政専門部会の部会長をしております松澤です。委員さんの質問のとおりで、そういうような意見もあるのではないかとということですが、連番の2番に書いておりますけど、事件の影響で会計収納対策課の業務が途中でできなくなったという現状もありますので、そういうふうなことは当然考えられるかと思えます。実際の現場での声はちょっと把握はしておりません。もし、税務住民課のほうで分かればお答えしたいと思います。

○熊井本部員

税金の方を担当しております税務住民課でございます。先ほど委員さんが言われましたように、苦情の電話はかかってきました。「税金やら絶対に払うか。」と言って、名前はおっしゃりません。電話をすぐ切られます。それから窓口に来られて、「税金が上がった。なぜか。横領されたお金を俺たちに押し付けるな。」そういう苦情も実際に窓口で何人かの方から言われたのは現実です。ただ、議会の中でも申しましたけれども、20年の4月、5月は隣戸徴収をしております。それ以降は、こういう状態では隣戸徴収しても収納率は上がらない。そういうことから、徴収の体制を変えまして、文書催告、文書催告に全然応答のない方につきましては、さらに期限を区切った催告書を送りまして、応答のない方については差し押さえをしております。ただ、20年度につきましては、ここに書いてありますように6件の差押えです。それ以外にも差押え予告書を送って分納に応

じられた方もいらっしゃいますし、完納された方もいらっしゃいます。21年度についてはその件数は上がっております。以上です。

○亀井会長

いいですか。どうぞ。

○岡崎委員

行財政改革をいくら一生懸命取り組んでも、要するに収入が、町の税収が上がらなければ何もならんわけですよ。非常な努力をしながら、納めていただける方から納めていただけなくなるということではですね、町の財政が根本から覆されてしまいます。それは一にも二にも、特に今は国政の選挙があつてまして、その中によく出てくる言葉にですね、信頼関係、国との信頼関係がなくなるとですね、やはり国も立ち行かないというようなことも出てきますけれども、やはり町も、町民との信頼関係を失つてですね町政は成り立たないと、特にこういう税収はですね、やはり税率は上がらないと思います。ですから、そこのところをですね、やはり謙虚に受け止めていただいでですね、町民の皆さんに、私はきちんと説明をしながら町政の業務にあたって頂きたいと思います。以上です。

○亀井会長

行政側何かありますか。では他に何かありますか。はい、五百路委員。

○五百路委員

お尋ねいたします。五百路です。町税についてですが、私は町民等しく負担していくことの精神に基づいて納税し、また、税の徴収は公平でなければならないと認識しております。その中で、不納欠損額のことなんですが、年々増え続けていると思いますね。それで、不納欠損額というのは5年で時効の成立と聞いております。それで、実態調査はどこまでなされたことか。それから2点目なんですが、時効の中断手続きをなさっているのかですね。そこら辺を伺いたいと思います。時効の中断手続きをしなければ、現年度、それから滞納分の繰越ですね、それが全部とは申しませんが、ほぼ不納欠損額になるのではないかと推察して危惧しておりますが。そうすると税の負担ですね、それと公平に対してすごく理論が崩れてくるのではないかと思います。その2点ですね。時効の中断手続きをなさっていることですね。それとどのような対処をなさっているかお聞きしたいのですが。不納欠損額についてですね。

○亀井会長

はい。熊井さんどうぞ。

○熊井本部員

担当課です。時効の中断手続きはどういうふうにしてるか。まず、分納誓約書、それから差押えですね。民法の規定とかいろいろな規定がありますので、その規定を適用し、そして本人に認知

をさせて、時効の中断はしております。ただ、何回か前に時効による質問をされたと思いますけども、5年の時効による不納欠損はしておりません。といいますのは、執行停止、地方税法の15条の7の中に3項目ほどありますけども、滞納処分にすることによって生活が窮迫するとか、行先不明、もう1項目あるんですけども、その条件に当てはまる人にしか執行停止はしておりません。執行停止をして3年が経過すると、それは自動的に不納欠損として落ちます。ただ、不納欠損の中には途中から、最初は税がかかっておったけど生活保護とか、そういう方も含まれております。以上です。

○五百路委員

その不納欠損額の中に国民健康保険もかなり多いですね。未収入、それから不能欠損額が多いですが、国民健康保険で申しますと、例えば平成12年以降に特別な事情がない限りは1年以上滞納すると保険証を返還していただいて、資格証明書というのを発行すると思います。交付するんですね。それは今、現在鞍手町ではどのくらいいらっしゃいますか。何世帯くらい。それともう一つ。3ヶ月の短期被保険者証。これは何世帯くらいいらっしゃいますか。

○亀井会長

いいですか。どうぞ。

○松尾本部員

保険健康課の松尾です。資格証明書を交付している世帯は何世帯かということではありますが。昨年度につきましては21世帯、本年度21年度におきましては、増えまして30世帯ほどになっております。それから短期被保険者証につきましては200世帯ほどございます。以上です。

○亀井会長

五百路委員いいですか。

○五百路委員

それから、ついでに不納欠損額というのが気になりまして、軽自動車がありますね。軽自動車税ですね。これは軽自動車でも4輪車になりますとどうしても車検というのがあると思いますね。その場合は、車検する場合は収めないと車検ができないと思います。それで、この分の軽自動車の分なんですけど、不納欠損額となっておりますが、4輪車の軽自動車だけではなく、原付のバイクの件もあるのでしょうか。それはどのくらいの割合なのでしょうか。お聞きします。

○亀井会長

いいですか。どうぞ。

○熊井本部員

言われましたように4輪もバイクもあります。ただ割合については、ちょっと今ここでは分かり

かねます。

○亀井会長

いいですか。

○五百路委員

それから水道と下水道の件なんです、これは100%に近い収納額を得ておりますが、水道は大体何ヶ月位すると止められるんですかね。

○亀井会長

いいですか。どうぞ。

○吉田本部員

上下水道課の吉田です。水道はですね、一応2ヶ月間滞納されますとですね、月末に給水停止を行っております。

○亀井会長

いいですか。では、他にございませんか。

○五百路委員

この件は結構です。次にまいります、町単独の土木についてお尋ねいたします。町単独事業の中にはですね農業土木というのがあると思います。鞍手町自体が大体、基幹産業というのが農業ではじまると思いますね。それでその分致し方ないと思いますが、受益者負担に関係があると私は思うんですね。例えば下水道、私のところは新中山なんです、今年4月以降に供用になりました。その時に実際に言って高齢者の方と言うのはほとんど必要ないと言う方が多かったですね。その場合、例えば同じ受益者負担を取るということはですね、その農業土木のことは公平性が保たれないのではないかと思います。そこら辺はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○亀井会長

いいですか。どうぞ。

○本松本部員

今は企画財政ですが、以前建設課にいましたのでお答えいたします。基本的に、町の施設、これは町が維持管理をするというのが基本原則でございます。農業施設も当然、町の施設ということになっております。ただ、通常の維持管理、いわゆる施設の維持管理ですね。これは地元をお願いしているというのが現状でございます。例えば災害とか事故が起きたときに、場合によっては、町村によっては、地元負担金を取っているところもありました。以前は、宮若等は地元負担金を取っていたと思うのですが、鞍手町では基本的に維持管理は地元をお願いしているという状況の中で、施設

が壊れたときは施設の復旧は基本的に町がするというのが原則でございますので、そういった部分から負担金は取っていないということでございます。以上です。

○五百路委員

それはちょっとおかしい気がします。例えば農業ですね、田畑なんです、その通り道なんかもかなり補修工事をやったとかあるんですね。それで、農業土木では三千万の予算を組んでいるとお聞きしたことがあります、下水道工事にしてもですね、やはり実際に供用しなかった方というのはあまり関係のないことだと思うんですね。受益者負担というのはですね。ですから、やはりこれは行政自体も言っていますし、私たちが納税するために思うんですが、公平性にすごくあれするんではないでしょうか。先ほどおっしゃいましたように、例えば堤防とかそういうところの土木事業というのは、町民全体が関わることだから何とも申しませんが、農業土木に関してはですね、私はやはりもう少し考え直していただいた方がいいような気がします。それと、平成17年度にですね、個票に書いてあったんですが、今回もずっとそのままなんです、やはり受益者負担ですね、これは見直しの傾向と書いてありますが、その部分が全然、なんといいですか進捗状況といいですか、なっておりませんが、その部分はいったい、農業土木と下水道関係の受益者負担をどのようにお考えなんでしょうか。

○亀井会長

では副町長から。

○古野副本部長

では、私から説明をさせていただきます。まず、下水道の受益者負担金の徴収について申し上げます。この下水道の受益者負担金は下水道の建設費用の一部として負担していただくことになっています。そういうことで、土地の面積1平方メートルいくらということで、多分500円やったですかね。これには、徴収猶予を設けていますので、最高は25万円だったと思います。それ以上の面積については猶予するというので下水道を供用開始されて、下水道が整備されればそれだけ快適な生活ができるということで、その建設費用の一部に受益者負担金を1回だけ頂くという制度になっています。それで、下水道が整備されていない方については受益者負担金を頂きません。下水道の工事が終わった所、供用開始ができた区域について受益者負担金を頂いていると。だから受益者負担金については、その管をつないで自分のところに水洗トイレをしてもしなくても、土地について1平方メートル当たり500円の受益者負担金を頂いて、そして繋いだ方については、下水道料金を水道料金と一緒に料金を頂くという制度なんですね。この受益者負担金は建設費用には莫大なお金がかかりますので、その建設費用に使う受益者負担金ということで頂いております。それから、農業土木のことを言われました。多分、ため池とか農水路とか農道とか、そういうところにですね、公費を使うことを言われていると思います。当然、公共的なものは個人の財産ではありません。ため池とか水路とか農道とかこういうものは、こういう形のものについては公費を使って補修したり整備したりしているわけです。それで、個人の田に公費を使うわけではございませんし、畑に公費を使うわけではございません。ただ、水路の浚渫とかため池の監守とか、いろいろな

ことについては、農業者自身にいろいろしていただいているということは今、課長が申しあげました。それで、一般の住民の方は、生活は別のところでされている訳で、下水道を今度引いた時に受益者負担金を徴収されるが、農業者の方は農業するためにため池とか水路とか農道とかの部分について個人的な負担をされていないから公平性に欠けるのではないかと、こういうふうなお話で今されているのではないかと思います。この農業というのは日本の基幹産業で、国も県もそういうところで、農業に対していろいろな制度、助成といいますか、そういう振興のための助成費用、いろいろな補助金とかをたくさん付けています。そういう中で、鞍手町だけではなく各自自治体については、ため池とか水路とか農道とかそういう公共的なものについては公費を投入すると、使うということで今やっているわけです。それで、先ほど本松課長が言ってましたように、田舎のほうに行けば農業者に対する受益者負担金条例を制定いたしまして、一部受益者負担を取っているところもありますが、受益者負担制度を取っているところというのは少ないのではなからうかというふうに思っております。一般的に見て、私たちの受益者負担金、下水道の受益者負担金は取られているのに、農業者の方は優遇されてるじゃないかと、こういうふうな思いで言われているのではないかと思います。それは当たらないのではなからうかと思っています。以上です。

○亀井会長

五百路委員いいですか。何かありますか。

○五百路委員

何となく納得がいかないんですが。私が思うのは受益者負担と言うのは、下水道はもちろん当然だと思います。その土地の1平方メートルが500円ということはもちろんだと思います。それを、実際に水洗になさらない方、そういう方まで取るとなると、そうなるさっき私が申しましたように、農業土木でも、実際にそこの工事をやってもらう所に、こちらの農業の方がいらっしゃるとなると、若干関連があるんじゃないかなと。私素人ながら考えたんですね。それで、今回私のところが4月に供用になりまして、かなりそういう方で苦情等があった訳なんですね。ただ、私は先ほど岡崎委員がおっしゃったように、普通の町民の方が横領があったから税金を払わないとか、そういう考えは私は毛頭ありません。ただ、今回に関して、受益者負担があまりにも矛盾しているんじゃないかなと。鞍手町は農業が基幹産業だから大目に見ているのかなと。それはちょっと農業の方には失礼かと思いますが、お叱りを頂くとありますが、それがちょっとなかなか納得がいなくてですね。ちょっと質問をさせていただきました。

○梶栗本部員

今は建設課ですが前は下水道課におりましたので、ちょっと説明させていただきます。受益者負担金につきましてはですね、工事が終わったところから供用開始をいたしております。それで、供用開始したところに受益者負担金というのは全部かかります。土地に対して。そして猶予。田畑というものは一応猶予になります。それで、受益者負担金は宅地について賦課します。それで、下水道を繋がない人でも受益者負担金を払わないといけないのかと言われますが、結局、公共下水道は100パーセント繋ぐつもりで工事をしておりますので、皆さんから頂いている状態であります。

いいですか。

○亀井会長

はい。どうぞ。

○本松本部員

先ほどと同じような答えになるかもしれないんですけど、基本的には公共施設というのは現在、町道認定しているものと、里道水路です。農道も含めて里道水路というのがあります。水路の中でも当然河川として位置付けたものは町の直轄ということになっております。それで、今言います里道水路すべて町の公共施設、いわゆる町の財産というものになっています。これは、最終的には機能の保全、機能の保全というのは、最終的には町に責任があるわけです。地元じゃなくて、こういった公共施設の保全というのは町に責任があります。そういったことで、機能を損なったもの、いわゆる崩れたり、そういったものは町がやっていますよと。ただ、通常は維持管理については受益者でやってくださいと。そこまでの面倒はみないというのが現状なんです。ですから、今、一番苦情が多いのは里道等町道認定していない部分で草刈りとか、いろんな住民苦情が出てます。これは地元が対応できないものは町がやっています。はっきり言って。そういったことで、本来の機能保全というのは町に責任があると、そういった部分がありますので、便宜を図っていると取られてもですね、基本的にはそういったものがあるということは認識していただきたいと思っております。以上です。

○古野副本部長

それから、さっき受益者負担金のことを言われました。受益者負担金は土地にかかるわけです。そしたら、自分は年も老いているし、今から先、今のトイレのままでいいから、水洗トイレでなくてもいいから繋がないと、だから受益者負担金は払いたくないと、こういうふうに思われる方も多いと思うんですよね。これは土地にかかるんですから、その方はそうでも、その次の代の方が繋ぐ方もおられるし。それから、やっぱり下水道が供用開始されますと、土地の評価もやっぱり変わってくるわけです。ただ自分の家の土地を売るわけではないから、評価が上がっても何も関係ないやないかと、こう言われる人もおられるわけですが、そういうこともありますので、その土地に供用開始したところは、大体法律では3年以内に繋ぐということになっておりますけど、繋がなくても罰せられることはありませんので、繋がらない方も多分おられるかと思えます。しかし、私どもとしては、先ほどの説明の中にありましたように、下水道事業には多額の資金がかかりますので、どうしても密集地を中心に、先に供用開始をしていくという考え方から、今は密集地を中心に事業を進めていっている訳です。これからはそうじゃない地域も下水道を広げていかないといけない。そのためには多額の建設費用がかかってくるわけです。下水道料金はあまり収入にはならないけれど建設費用はたくさんかかると、こういうふうな状況になりますので、受益者負担金は建設費用に使うということで頂くということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○亀井会長

いいですか。はいどうぞ。小川委員。

○小川委員

今、受益者負担金の話が出ておりますからですね、ちょっと私もお聞きしたいんですが。私は上月でございます、15年に私のところ辺りは配管を引いていただきました。それで、今出ておりますように、平方メートルが500円で、500平方メートルまでの25万円までが最高でございます、一括で払えば20万円ということになっておる訳ですよ。それですが、今ここにありますように、大部分の方が38パーセントですか、引かれているということでございますが、その受益者負担金は、町の方に配管引いたところの方が全部払っとる、完納されているかいなかということとですね、私のところは15年から供用開始されておまして、75件ほどありましてですね、その内に大体60件ほどが下水道供用されております。あと15件くらいがされてないです。だけど、大体これは供用開始ができるようになって3年以内に配管を繋がないかんということになっておるんですよ。それで、つながれてないところにですね、役場の方から繋いでくださいとか何とか指導をされているかということをちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○亀井会長

今のいいですか。誰かちょっと。はいどうぞ。

○梶栗本部員

受益者負担金の未収の分は、大体私が昨年度までおった段階では、2ないし3パーセントの方が未納になっております。2から3パーセントです。ほとんどの方が払っていただいております。受益者負担金をですね。それで、受益者負担金は大体5年で納めていただくようになっておりますけど、さっきも言われましたように、税金とかこういうものは平等でなければいけませんので、うちのほうとしては毎年、催告通告書なんかを出してですね、頂くようにはしております。

○亀井会長

はいどうぞ。

○古野副本部長

ちょっと口ごもったような話をしておりますけれど、やっぱり受益者負担金も未納の方が何人かおられる訳ですよ。これにつきましては、議会の中でもいろいろと指摘を受けておりますので、これにつきましてはやっぱり平等でなければいけない訳でございますので、この受益者負担金をどうしても家を建ててない方は、土地だけ持って家を建ててない方も多いわけです。そういう形で未納の方が何人かおられますので、これについては強力に、払っていただくように町としては努力していきたいというふうに考えています。

○亀井会長

では、いいですか。

○小川委員

配管が通って繋がれない所に、上木月の場合は75件あって、15件くらいがしてないということでございますよね。それで、そういうところに早く繋ぐように指導をされておるかということですね。実際、本当のことを言いましたよね、私の家の裏が借家になってるんですよ。それで、そこに配管が入ってる。そして、今年の4月から新たな人が入ってきたんやけど、家主さんが、不動産屋は配管を繋いだらいいやないかと、そして下水のほうも流れていいやないかと言うけど、家賃は貰ってるけどですね、下水道を繋いで新たに配管をいれて私の家の裏へ流したりしよるんですけどね。そういう家賃まで貰ったりしてですね、そして借家の方なんかは繋がんとですよ。それで、上木月も何軒かあります。15件ばかりですね。けども上木月は15年からだから6年になっとる。そしてまだ繋いでない所があるんですよ。だから、そういうところに繋いでもらおうとか、町のほうから要請をされているんですかということをお願いしておるんですが。

○梶栗本部員

下水道の接続率は、大体、供用開始地域では大体50ないし60パーセントの方が接続されております。それで今、区長さんが言われるように接続していないところにはどうしてますかということですが、一応うちのほうはお願いを早く繋いでくださいとお願いしております。中にはお年寄りの方やら居られるから、下水道はいらんとかいろいろ言われますが、年寄りの方には、なるべく使ってもらいたいとお願いをしております。そういうことです。

○小川委員

今のよく分かりましたけどですね。私のところは75件あって、その内の15件くらいが繋がらないというのがですね、今、課長が言われるように、年寄りの方とか家庭的にちょっと恵まれていないとかいう所が多いんですよ。だから、確か、例えば50万円かかるとしたら町が何年間か出たらお金を貸すとかいう方式がなかったですかね。そういうのをですね、鞍手広報辺りに載せてですね町民に呼びかけてから早く繋いでもらおうようにですね、せっかくの配管がいつてるからですね。何か町の方でもう少し、そういう方法で努力していただきたいと思いますがよろしく願います。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○古野副本部長

はい。わかりました。そういうふうに進めたいです。ただ、今言われましたように借家ですね。鞍手町に住んでいないで遠い所におられて借家を持って、そして繋がっていない方が何人居られる訳です。他の地域にもあります。繋がれば家賃に上乗せになってくるとかいろんな問題がありまして、そういうこともあります。だから町外の方についても、そういう形で原課のほうで家主の方に繋いでいただくように、そういう促進はしております。今のご意見を十分受け止めまして、これからそ

ういうふうに進めていきたいと考えております。

○亀井会長

では、財政関係よろしいですかね。無かったら先に進みたいと思うんですが。いいですか。では、次にですね行政運営関係の項目に移っていきたいと思います。連番としては13番から24番ですね。はい、岡崎委員。

○岡崎委員

岡崎です。連番17番の行政評価の導入なんですが、ここに20年度で試行評価の実施や外部評価導入について検討ということであがっています。それで、21年度に外部評価のための予算を計上しましてコンサルをお願いをし、また、外部評価委員会を設置するという事になってはいますが、中身についてですね、外部評価委員会、またはコンサルをお願いをしている中身とですね、この行財政改革推進委員会の中で実際にやっていますよね、こういったものとの違いはどのようなふうにあるのかをお尋ねします。

○亀井会長

企画財政課長お願いします。

○本松本部員

ちょっとすみません。違いというのは、どういった意味の違いなのかちょっとお願いします。

○岡崎委員

まあ、外部評価委員会でも検討されると思うんです。事務事業についてですね、いくつかの30項目か50項目かについて検討を加えるというようなことで話は聞いてます。コンサルについてはですね事務事業の見直しとか、そういうことについてどうされるのかなと思うんですが、この行財政改革推進委員会でも実際にですね、例えば五百路さんが言われたようなことだとかについて意見を言ったりしてる訳ですよ。いろいろな事業がこの中にも出てきます。そのことについて意見を述べたりしてる訳ですよ。そういったことと、実際、この外部評価委員会の中でですね、いくつかの事業について、挙げた項目について評価をされるということなんですが、それが私の中ではですね、似たようなこと、つまり重なってくるように感じてるんです。それで、どのように違うかをお尋ねしてます。

○亀井会長

いいですか。はい、どうぞ。

○本松本部員

まず、この改革項目は、今言われますように行政として取り組んでます事務事業、これと重なることも当然ございます。現在行っている行政評価というのは、まず委託をお願いしているのは目

標数値、いわゆる目標の設定、それから統廃合、こういったものを、まず行政職員がどう捉えているか、それから入っております。外部評価につきましては、行政の立場でこの中身を見るんじゃないで、全くの外部の方に入ってください、住民の視点から見ていただこうと。これが外部評価委員会の方になっていきます。それで、こういった議論をしていただいている部分も、当然、今後反映しないとイケないしですね、それと後、その他の項目でお願いしようと思っていたのが、この委員会の中からも委員さんを外部評価委員として推薦していただきたいと、こういうふうに思っております。もう一つは、現在、住民アンケート、この外部評価についてですね、今、町が取り組んでおります50項目を抜き出して、これに対して住民の方がどう思っているかというものを、今、アンケートを行っております。そういったものを含めて今後、町の行政がどう取り組んでいくべきかという方向を見出したいというのが基本的にございます。それは、この改革項目の中に挙げてますように行政評価で取り組んでいるというのは、そういった事務事業の見直しというのが非常に大きなものになってくると。それが、例えば今後、見直しによって事務事業が減れば、事務事業の簡素化、廃止、統廃合そういったものが出来れば、これが事業費の削減か、若しくは、その事務量が減れば当然それにあたる職員、これの減になりますので、将来的には定数にも波及してくると。こういった将来的な視野も持っております。ただ、これを行政内部だけでやるんでは、どうしても20年度試行ということで職員だけでやっておりますが、どうしても内部でやれば甘いということから外部評価にもっていくという部分でやっておりますので、そういったことでご理解をいただけるかなと思っております。以上です。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○岡崎委員

要するに目標値を設定してですね、それについて内部で取り組んでいって、その中からいくつかの事務事業について外部の住民の方達に評価をしていただくというようなことだろうと思うんですよね。とういうことはですね、ここでやっていること、ここは行政改革、財政改革についてですね、目標値を設定して行政内部で取り組んでPDCAサイクルによってですね、ずっと内部で協議しながら改めるところは改めていく訳ですよね。それを今日のように外部の委員さん達から評価をしてもらって、いろいろなことについて質問をしてもらおうと。そういうことになればですね、あんまり変わらないのではないかなという感じはするんですよね。重なるところが相当ありそうな気がするんです。だからそのところ、特に外部評価委員ということになるとですね、例えば一つの事業について、事業が必要かどうかということになってくると思うんですよね。最終的には。だから、それはこの中に持ち込んでもですね、要するに行財政改革の中で、この中に持ち込んで、事業が必要かどうかということの判断もできるんじゃないかなと思うんですよ。わざわざもう一つそういった外部評価を作って、予算をかけてする必要があるのかなという疑問が一つあります。また最終的にですね、この外部委員会の中でどういう審査をされるか分かりませんが、事業について必要ならばこのまま継続していくなら○とかですね、検討するとか廃止なら×とかですね、そういうようなことにもなるかもしれませんけども、そういうようなことであれば、私は、かなりのコン

サル料も払うことになってますのでですね、必要が本当にあったのかなと。むしろ外部評価委員会については、町の方からですね、いろいろな各種団体からその委員を選抜するというのも一つの方法でしょうけども、もしも、その外部評価委員会を立ち上げるとすればですね、町民みんなの中からですね、私はそういったものに参画したいという方を募って、それを募集、定員はなしに、100人超えようと5人になろうとですね、そういうようなやり方で、お金をかけないやり方も私はあったんじゃないかなというふうに思っております。今回、21年度では予算を付けてやることになりましたが、今後の課題としてですね、そういう取り組みも次の住民ニーズだとか住民参画だとかそういうことも含めてですね、外部評価委員会について考えてみていいんじゃないかなと思っておりますが。いかがですか。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○本松本部員

この集中改革プランについては削減、いわゆる経費削減とかそういった取り組みが主にあがってきております。それで今回、外部評価いわゆる事務事業の評価をやるんですが、これは400何十項目か町の事業がございます。これは全てにおいてチェックをかけるということにいたしております。ですから当然この中で400何十項目やるのかという部分もありますので、これは当然切り離れたと、それで、この集中改革プランの中に一つの課題として行政評価に取り組みますということで、その方向で進んできているということをご理解いただきたいと思います。それと、委員さんをどうするのか、先ほど言われましたように無制限に呼ぶのかというののもちょっとございますけど、一つはやはり、ある程度行政の中身を知っていただくことも大事なところもあると思います。今回、一応、附属機関の設置ということでご承認いただいておりますので、外部から2名ということで、住民から2名、今回募集するようにいたしております。それで、これについては9月の広報で行政評価の中身と併せまして、こういった評価をやっていますということも含めてですね、委員さんの募集も併せて行っていきなさい。これは今年度で一旦は終わりたいと思っております。その後どういふふうに検証していくかはですね、今ご意見いただいておりますので、今後については、やり方とか、それによっては本当に効果が出るのか、これを十分見極めない次のステップにいけないんじゃないかなということもありますので、その辺は十分今後の検討課題とさせていただきたいと思います。以上です。

○亀井会長

いいですか。はい。他にございませんか。行政運営の関係で。はいどうぞ。

○小川委員

あの、保育所の件ですが。今年の4月から保育所、剣第二、西川第二が民営化になったということがございますが、4月から4ヶ月経っておりますが、その間の、今までの町立の時の保育所と、今度民営化になったときの4ヶ月間の変わり方ですね。どのように、民営化した方がよかったか、

今までのように町の引継ぎであった方が良かったかということと、これに二つの保育園を民営化したけど、効果はここに出ておりませんが、効果の面と。それから、今後、古月、剣第一、西川第二がありますので、そういうのをまたそのように民営化するのか、どういうふうと考えられておるかということをお尋ねしたいと思います。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○松澤本部員

民営化の件に関しまして、福祉人権課の松澤です。4月から民営化ということで、建物は無償譲渡、それから土地については無償貸与ということでやっております。それで、効果のほどは21年度終了して結果が出てくるかと思っております。それで、4月から今までにつきましては、私立の長所等はうちの方にも良い部分があれば取り入れていくと。それから公立の分につきましては、公立の分を向こうにも伝えていくというようなことで連携をしながら取り組んでいるところです。実際につきましては、私立の良いところです。今現在、独自に取り組んでいるのが、マイクロバスでの送り迎え、それからこれは有料になりますが、負担金が少しかかると思っております。それからプールとかいう分についても取り入れております。町の方はそういうことはやっております。そういうところで違いが出てくるかなということですが、実際の効果額は21年度が終了した時点で出てくるかと思っております。それから、残りの3園につきましては考え方ということですが、今のところはこの状態でいくということです。以上です。

○小川委員

民営化にしてどうなったかということをお聞きしておるんですがね。

○亀井会長

民営化にして4ヶ月ですか。だから、行政の手から離れておりますから、運営の内容というのは1年間経った上での結果しか分らないと思っております。

○小川委員

いま、松澤課長から4ヶ月だから1年経たないとちょっと分らないというようなことを報告されましたけど、私が父兄の方から聞くと、民営化したほうが良かったというような意見が多いよとか聞きますからですね。そういうことを聞きまして、確かにバスだけではなくてですね、良かったという話を聞きますから、そうすると西川第一、剣第一、古月辺りもですね、民営化した方がいいんじゃないかと思った訳ですけどね。

○亀井会長

行政運営関係の24番までの分でありますか。はい、どうぞ。

○岡崎委員

18番です。住民ニーズの把握というところで、これを見ますと18年度では現在行っている町長へのはがき、ホームページの行政相談コーナーの制度を今後も継続実施して、さらに住民懇談会をということにはなっているんですが、19年度、20年度、21年度についてはですね、ホームページを見ますと、行政相談コーナーはありますけども、町長のはがきはもう一切なくなっていますよね。現町長になってからは町長へのはがきは出してないというふうに思うんですが、これについてはですね、かなりそれなりにですね、町長のはがきによって18年度以前については住民の方からのですね、意見、問い合わせ等があったように思うんですが、なぜ18年度以降、ここにはあがっているけども、町長へのはがきについては今、停止をされているのかをお尋ねします。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○阿部事務局長

町長のはがきは、出してはませんが、ホームページ上の行政相談コーナーで対応しているという事で出してないと思っています。今後どういった形で出されるか再度検討したいと考えております。

○岡崎委員

ホームページはですね、パソコンを使える方でないと出来ないんですよ。今まではですね、町の広報誌の中にちゃんと入ってましたので、パソコンを使えなくてもですね、高齢者の方、もちろん高齢者であってもパソコンを使う方いるんですけども、そういう方達でもご意見があれば、そのはがきによっていろいろなことを、相談なり要望なり意見が出せたと思うんです。ですからこういうところでもですね、実は一番大事なところだろうと思うんですが、どうでしょうか。

○阿部事務局長

取り組みに不都合があったかなというふうに思ってます。検討させていただいて早急に対応したいと考えております。

○亀井会長

岡崎さんいいですか。大分時間も経過しましたので、連番13番から24番の関係はよろしいでしょうか。先に進みたいと思いますが、次にですね組織機構関係に入りたいと思います。番号が25から35の間ですね。はい、どうぞ。

○岡崎委員

連番25、課室局の統廃合です。これについては、20年の4月1日付けでですね、町長事務部局が12課から9課ということで統合しましたとありますが、こちらのですね、この集中改革プラン改訂版21年8月25日分ですね、この連番の所を見ますと、この資料として付いてる課室の

統廃合の中では、この行財政改革推進委員会で話されて、このような統合がいいんじゃないかと言われるものが、まだそのまま残ってます。現在の課室局とは違うものがそのまま残ってるんですね。だから、この改訂版ではですね、これは現在の課室局と変えとかなければいけないんじゃないですか。その前に、ここの中でですね、やはり、この推進委員会の中で検討したものと、実際に課室局の統廃合が行われたものとは違いますので、なぜ違うことになったのかという説明もですね、私はこの推進委員会の中では必要じゃないかなというふうに思うんですが。いかがですか。

○亀井会長

いいですか。はい、どうぞ。

○阿部事務局長

この推進委員会でお示した内容と現在の組織の状況が違うということで、これは、私の方、申し訳ないところでございます。これは19年の時にそういった報告をして、取り組みをしておかなければならなかったんですが、それと併せて、昨年この取り組みの報告をしていなかったということでございまして、そういった不備が生じているということだと思います。今後、こういうことがないように、整合性はとったところで、この行革の推進委員会にも報告し、取り組み状況をつぶさに報告しながら進めていかなければならないというふうに考えております。昨年この推進委員会が開かれなかったということが、一つの大きな原因であったというふうに考えております。すみませんでした。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○岡崎委員

これ以上は言うつもりはないんですけど、こっち側ですね組織機構改革案からですね、ここに載っているものの連番25というのが、このちょうど留めるところにありますけど、ここに日付も付いているんですね。日付がですね、ちゃんと20年の4月1日という日付が打っています。にもかかわらずこの組織図自体が変わっていないんですよ。このところはやはり、きちんとやっぱりしていただくということと、何で、例えば都市計画課がですね、それが違う名称になっているとかですね、農政環境課というのができていますけど、産業課ではないんですが、産業経済課じゃなくて、どうして農政環境課になったのかとかですね、そういうところも私たちの推進委員会の中でですね、聞きたい説明なんですよね。議会の中ではそれなりの説明があっていますが、一般の方達は全く分かりません。しかし、特にこの推進委員会の中でですね、議論をして決めた組織図が全然違うものになっています。ですから、その違いをですね、やはりこの中で説明をしていただくということが必要じゃないかなというふうに思います。

○阿部事務局長

はい。おっしゃるとおりでございます。これですね25の連番がこういうふうになっているのに、

現在の機構が変わってしまっているということにつきましては、先ほど申しましたように、昨年度の報告なり19年度の取り組みが、この推進委員会に報告されなかったということで不備ということとは認めざるを得ないということでございます。今後こういうことがないように努めさせていただくということでお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

○亀井会長

よろしいですか。他に。はい、どうぞ。

○小松原委員

3ページの28番、平成17年4月、職員156名を21年4月1日現在で25名減らしたんですよね。かなりの労務費のコストダウンですよね。5千万以上減っているんですよね。22年以降の人件費を見ますと、これからコストとして人件費としては減っていないんですよね。138名とか、131名か、あるいは適正な定員というのは何人と考えられておるのかということをお聞きしたい。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○阿部事務局長

現在のところ156名が138名という計画を立てております。次の定員適正化計画というのがあろうかと思いますが、これによりまして普通会計で17年が156名のところ、79ページにございますが、集中改革プランの方ですね。これをちょっと見ていただければと思いますが。定員適正化計画というのが、この改革プランの76ページからございます。79ページに表がございしますが、それを見ていただきますと、これを作成するにあたりまして各専門部会で十分検討して、業務量を調整いたしまして、平成17年度の普通会計職員が156名のところを、この計画では職員採用、定年退職者は補充しないという形で計画は作成されているということございまして、最終的には138名を最終目標と設定をいたしているところでございます。それで、何名が適当かということでございますが、この業務量の調査をいたしまして、全課の業務量を調査いたしまして、この138名が一番最適な定数というふうに設定したところでございます。

○小松原委員

それじゃ7名の欠員ということですか。今、131名となった訳でしょ。だから138名が適正ということならば7名の欠員ということですね。わかりました。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○阿部事務局長

7名の欠員ということでございます。ただ、この欠員をそのまま補充しますと、ひょっとすると財政的にも苦しいところが出てくるかも分からない。ただ7名の欠員の中で業務が回っているという状況があるとするならば、再度見直しをいたしまして、今後の人員の採用についても検討していかなければならないんじゃないかと考えております。以上です。

○亀井会長

よろしいですか。他に。香原委員。

○香原委員

連番26のグループ制の導入ですが、この20年4月に導入することによって職員数を減らすことが出来たということが書かれておりますが、その他にどういう効果があったのかですね、これはまだ検証を行っていないのかどうか、行っているとすれば、そういったことについても触れていただきたいと思っております。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○阿部事務局長

昨年4月よりグループ制を導入いたしまして、現在1年と5ヶ月余りが過ぎたという状況にございます。この効果につきましては、職員が業務の内容について、全ての業務について把握していかなければならない状況が発生しているとは思っております。その中で、業務の増ということも考えられるとは思っておりますが、現在のところ大きな混乱は起きておりません。ただ、まだ検証は済んでおりませんので、今後、どういったメリットがあつてデメリットがあつたかということについては、今後よく調査をいたしまして、修正、改善をする部分があれば行っていかなければならないと考えております。今のところそういった声も聞かない状況でございますので、これからもう少し調査をいたしまして、もう少し改善が必要ということであれば改善していきます。その中で、今の班長職の体制も十分調査いたしまして、班長、それからその部下の業務体制がこれでも十分かというところは検証していく部分があろうかと考えております。以上です。

○亀井会長

よろしいですか。はい。他にございせんか。無かったら先に進みたいと思っております。いいですか。では施設関係に移りたいと思っております。連番36から47に移ります。はい、有松委員。

○有松委員

有松です。連番の38番ですね。58ページですが、総合福祉センターのところですが、現在までの累積効果は614万1千円ということで、進捗率も347パーセントということでですね、これについては高く評価するんですが、歳入についてちょっとお伺いします。次のページの歳入にですね、大体2200万くらいあるんですが、この中ですね、大体82パーセントというのは、福

社棟の利用者の収入からなると思っております。というのは今度、総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴ってですね、非常に急激な、利用者が減少傾向にあります。というのは20年度はですね、大体時間は9時半から17時までですが、月に4千人くらい入館者が利用していた訳ですが、21年度から減ってきております。大体平均しますと938名、月に減っております。そうすると年間にしますとですね、1万2千人くらい利用者が減るんじゃないかと。そうすると歳入は200円として、高齢者の200円として240万くらい減額になるんですが、その原因は、町外の大人が500円と、それから子供が300円と高くなった関係でですね、高齢者の方の利用者が、町外の利用者が、非常に減少傾向にあります。それに伴ってですね、町外の高齢者と、それから障害者について検討していただけないかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○松尾本部員

施設の部会長をしております松尾です。総合福祉センターを20年度から指定管理者制度を導入いたしまして、それと同時に、21年度から入館料の改定をしました。今言われますように町外者、町内者と大きく区別しております。今までは福祉棟の入館料は300円で、町内、町外を隔てなかったんですが、町外者について、町内者と同じ料金では、町内者の方からですね、よそでは、遠賀町の方では、町内、町外の区別があるわけですね。そういうふうなところから参考にしまして、6月議会でですね条例を改正しまして、今の状態にしております。21年度の1年間はず様子を見たいと思います。それから、この状況がずっと続くようであれば、22年度も引き続きこういうふうなことが考えられます。例年、今時分はですね入館者が少なくて11月くらいから、かなり増えてきたんじゃないかと思っております。そういうことで、1年間状況を見まして、検討課題としたいと思っております。以上です。

○亀井会長

はい、小松原委員さん。

○小松原委員

今のお風呂の件ですが、まず基本的に考え方を整理しとかないかんと思うんですよ。お風呂はですね、銭湯じゃないんですよ。老人保健施設なんですよ。例えばお風呂に入る人は、5時くらいになるとほとんどいないんですよ。6時頃から会社が引けてね、銭湯代わりに入ってくる人が結構いるんですよ。それで、7月までのデータを見ますと町外の方はあまり減っていません。町内の方が激減していますね。半分くらいに減っていると。原因がどこなのかというのは今調査中で分かりませんがね。それからもう一つ、それに対応する定量的定説的分析というのはまだ終わっておりません。ただ、この際はっきり言えることはですね、重油の消費量とか水道の使用量とか、それから電気代ですね。これをもっと細かく見て、町内の高齢者の方の老人保健施設なんだから、そ

れに対応する適正な補助といますか、それはどれくらいかというのも町ともよく相談をした上で考えなければいかんことなので、今この段階で結論を出すのは非常に危険だと思っています。7月までの状況は、今、有松委員がおっしゃっているような状態にあることは間違いございません。もう一つ、ここの4ページにある614万の話なんですけどね、実は指定管理者の制度を受けた平成20年度の予算はですね、16, 17, 18の平均でもって計算をされています。断っておきますが、あまり難しい話を言って申し訳ないけども、国とか町というのは単年度決算ですね。予算と決算ですよ。予算を守ればいいので、予算以上に出すと問題が起こるし、決算は当初予算と補正予算で整理されますからですね、表向きには0になるんですよ。ところが今回614万という数字が出てきたいろいろな問題がありますけどですね、予算項目の変更によって今まで法人運営費に上がっておったものが、法人運営費から出したものを19年度は外した。それで約ですね、私の計算では、この614万というのは電気代の使用料を含めて300何十万くらいでしょう。おそらく人件費の問題もあるです。それで、皆さんにややこしいことを言って申し訳ないけども、このコスト、要するに営業に関するですね、社会福祉法人の会計基準はですね、複式簿記で損益計算書、それから貸借対照表、それから現金収支ですね。この3つから成り立っていて、その中には今の問題点が全部出てくるようになっているんですよ。それで、私どもが今から指定管理者として、今後の改革をするためには、どうしてもこの費用ですね、コスト分析をいらないといかん。コスト分析というのは何なんだというと、単価はもちろんですが使用料と質ですよ。質かけ量かけ金額ですよ。今まで私はいらんこと言いましたけど、単年度の決算ですと金額だけが問題になるんですよ。予算どおりやるかどうかというのがね。ところがやっぱり指定管理者になったら、そういう考え方ではコストダウンにならないんですよ。ということで今、社協の方は一生懸命やっておるんで、その成果が600万であろうが300万であろうがまだ経過途中であるということを理解していただいて、是非ですね、指定管理者の範囲で申し上げますけども、会計基準が違うんだということですね、よく理解をしていただいて、今から合理化する前に、ただ何パーセント、何百万円を削減するというようなことではなくて、定量的にそれをこういう場合にしたら、例えば質を下げて量を増やすとか、単価を下げるか増えるかというようなことを個別的に研究しないと、本当の意味でのコストダウンにはならないんですよ。その点をよく理解していただきたいということを申し上げておきたい。もう一つはですね、定説的な話なんですけども、例えば重油使用料が減るとか、それから使用料を減らすために、例えばですよ、暖水器ですか、暖水器というのはなんだか知りませんが、とにかく太陽力、太陽光発電とか何とか、それから蛍光灯にしても電球が300円くらいでしょうけど、今、新しく出るLEDの電球だと3千円から4千円するんですよ。ところがそれが、これが交換することによって、どれだけの効果が出るのかということもやっぱり考えていかなきゃいかん。もう一つはですね、今持っている私たちの輸送サービスの車ですけどね、もう古いんですよ。燃費も高い。そうすると今、政府が一生懸命補助金を出して車を買わせておりますよね。それを買い換えたらどれだけの費用対効果で効果があるかということも、やっぱり研究していかなければならんと、そう思うんです。私どもは他の事の事業についてとやかく言いませんけども、とにかく指定管理者としての社会福祉協議会はそういう方向に今、走っているということを申し上げておきたい。それからもう一つ言いたいのは、この行政改革の中で職員のモラルの問題がいろいろ出ておると思うんですけどね、努力してやってもですね変わらんですよ、皆さん。1年経てば給料も上がりますし

ですね。何もせんならせんでもいい。してもしても評価がないということはいかんからといって、こういう行政改革の中にそのテーマが入っていると思うんですよね。私ども社協も、先ほど言った300何十万、それから法人運営費でもかなりのコストダウンをしておるんですけども、それに対しては全部町にお返しするんですよ。社会福祉協議会に残るお金がないということが、基本、協定書に明確にされておるんですよね。それを今からどういう具合に職員のモラルアップを維持して、今から、おそらく5年くらいかかると思いますけどですね、職員も努力してくれると思います。どうか皆さんですね、その点について、社協の状況をよく理解していただいて協力願いたい。私も九月には退任いたしますがですね、残りの方々に対してどうか一つ、今のような気持ちを伝えていただきたい。定量的定說的にやってもらいたい。それからもう一つは、これは国の問題ですから町の場合もそうですけども、やっぱり二酸化炭素を削減するとかですね、エネルギーを使わないようにするとか、そういうために必要な投資が必要です。要するに合理化投資という。そういうことが今の町の方ではできない。単年度ですから。ところが社協はできるんですよ。それをいかにうまくするかというのは社協の方で一生懸命考えないかんところでしょうけど。どうぞ町の方もそういう状態を十二分にご理解していただいて、この行財政改革に邁進させていただきたいということをつけ加えておきます。以上です。

○亀井会長

推進本部のほうから何か。いらんですか。はい。じゃその他どうぞ。

○岡崎委員

36番の施設改修計画の策定です。これについてはですね、行財政改革の中では限られた予算の中でですね、どう施設を改修していくかということで、施設を改修するということは言えば財源を使っていくということですからですね、非常に兼ね合いの難しいところだろうというふうに思います。先ほどの説明の中では優先順位を付けて逐次行っていくということでした。18年度の中では22件の工事が上がっていて、今までに5件をしたということですが、その工事をしていくと同時にですね、また新たに改修が必要になってきているところもあるんじゃないかなというふうに思います。私も、議会の中でも野球場の照明器具だとかまたは町営プールですね25メートルプールについて、プールについては昨年度から、野球場のナイター施設については今年度から使用ができなくなっています。それがこの22項目の中に入っているかどうかは分かりませんが、入っていないとすればやはり増えてくる訳ですね。その優先順位の付け方をどのように付けていくのかというようなことを、まずお尋ねしたいと思います。

○亀井会長

いいですか、はい、どうぞ。

○松尾本部員

優先順位についてということでご質問ですが、まず私の方が平成19年に取り組みました施設改修につきましては、まず人的被害があるかどうか、それから連番36の19年度の方を見ていただ

けましたら、長谷無縁仏の慰霊塔改修、それから古月保育所門扉設置、剣南小学校の特別教室の設計、それから石炭資料館展示場のI T Vの取り付け、取替え工事ということでしておりますが、まずは人的被害があるか、それから児童生徒の方に関係があるか、それから緊急的に盗難、石炭資料館については盗難防止とかそういうふうなところを加味して優先順位を付けております。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○岡崎委員

人的被害があるかどうかとか児童生徒にとということですが、長谷の無縁仏の慰霊塔改修が人的被害があるのかどうかというのはちょっと分かりませんが、もう少し限られた財源、先ほども言いましたように限られた財源ですから、今の行革を進めながらですね、幾らまでならば施設の改修にまず使えるのかどうかを、額はやっぱり決めていかないといけないと思うんですよ。決めた中で優先順位が必要になってくるし、この、私が一番感じるのは、施設の改修が滞ることによってですね、基本的に住民サービスが低下していくというふうに私は思っています。先ほど例を挙げたものもそうです。ですから、人的被害が出るかどうかということも、これもまさしく重要なことだとは思いますが、住民サービスが低下するかどうか、その中で優先順位というものも私は必要じゃないかなと思います。ですから、財源をまずどのくらい定めるのか、また住民サービスの低下という視点からですね、施設の改修についても必要ではないのかと思うんですが、その辺りはどうですか。

○亀井会長

いいですか。

○本松本部員

まず、財源の確保の部分もちよつとはございます。冒頭の説明の中で22年度以降の財政シミュレーションということで現在の事業量を維持した状況でこういう結果だと。これに新たな事業展開というのは当然ございます。今、当時の項目で申し上げておりますけども、今、学校につきましても耐震診断を行っております。そういったものの結果に基づいてそれをどうするか、こういったものも当然出てきます。ですから、まずこういったものについては11月くらいに主要事業のヒアリングというのを各課から出していただきますので、その中でこういった順位か、原課と話しながら、やはり検討していく必要があると思います。現段階では、金額はどれくらいかというのはちょっと出せませんし、順位についても臨時経済対策の中で公共施設部分もあります。それがこういったものが対応できるかということもあります。全てじゃない。例えば修繕とかそういったものはだめだと言われておりますので、改修できるものは、例えば保育所なんかはトイレ等については取り組んでいきたいと、こういうものも一応想定はいたしております。ただ、今からこういった財政規模でどうもっていくかというのが、なかなか難しい部分がありますので、これも今からの課題ということで、まず11月に主要事業のヒアリングを行いますので、各課から上がった事業規模、それと今後どう

していくかという部分は少し時間をいただきたいというふうに思います。以上です。

○亀井会長

いいですか。ではこの項でありますか。はい。

○岡崎委員

すいません。40番のですね大谷自然公園です。この中でですね19年度では6万2千円の効果があったと。20年度では24万7千円の効果があったと。削減効果があったということですが、効果があったとされる金額も小額なんですけどですね、効果があったとされる根拠、例えば入札の残やったんかですね、どういうところを削減してこの金額が出てきたのか、そのことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○本松本部員

当時指定管理者の募集をかけたときの経緯がございますので、私の方から申し上げたいと思います。まず、募集にあたっては、いわゆる町が管理した場合の維持管理費全てを計上しております。こういった内容で事業をやっていると。これに対して募集をかけております。それに対して幾らでやれますかということがまず第1段階の形でやっております。初年度がですね6万2千円と低いのは、当初は、4月から6月までは町が直接管理となりましたので、その分を差し引いた形で委託ということで効果額は6万2千円という表になっております。翌年度からは1年間ということで20何万かということで、それが2年半続くという形でやっております。ですから基本的には維持管理費、町が直接やった場合の直接経費を提示して、それに対して幾らでやれますかといった中身で募集をかけております。その中で会社の内容、あるいは金額面、そういったものを検討して、当時確か3社募集がありました。現実には現場説明では地元の方を含め、確か5、6社見えたんですが、最終的に参加されたのが3社ということで、この3社については選考委員会の中でそういった会社内容から費用面、金額ですね、こちらが提示したのに対して高いのか低いのか、こういったものを含めて審査した結果に現在の企業さんに委託したという経緯がございます。当然これが2年半という短い期間の限定ですので、当然企業としてのイニシャルコスト等の減価償却が圧縮されてしまうということで、そういった部分で効果額が少なかったかなということがありますので、今後委託する場合に、委託期間をどうするかによっては、そういったイニシャルコストの分散化で、もっと効果額も出るんじゃないかなという期待は持っております。そういったことで金額面では大きな効果にはならなかったんですけど、少なくとも直営よりも管理面で非常に細かくやってもらっておりますし、問題なくやってもらっているという状況でございます。以上です。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○岡崎委員

指定管理者にする時にですね、今、キャンプ場として利用されている日数が当時は少なかったんですよね。それを指定管理者にすることによってなるべく長く利用できるよというようなことが当時ありました。それによって収益を上げることでですね、ここの効果を上げるということがあったんですが、現状ですね、今利用期間がどうなって、どれくらいの収益に結びついているのか、それによって例えば、こういった効果も高くなってくると思うんですが、その辺り、分かればお願いします。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○本松本部員

お答えします。金額面は、今日はちょっと資料持ち合わせておりませんので金額ははっきり申し上げられないんですが、実際の収支はほとんど上がってないというのが、いわゆる会社からの月表で収益等を上げてもらっております。それで最終的に決算報告という形で報告をいただいております。それによりますとあまり収益は上がっておりません。それと、もう一つは実施事業をやってもらっております。必ずやってくれと。それで集客効果を上げてくれということで、これはほとんど赤字に近い状況でやってもらっております。年に1回ということでプランを組んでもらっておりますが、なかなか人が集まってないということがございます。それと、基本的には7月から9月を開設期間といたしております。それで、宿泊が伴う場合はどうしても警備員の雇用が出てきます。7月から9月以外ですね。以外については町もその費用をみておりません。その中で、企業さんと話した中では、企業さんは採算が取れるものであれば季節外でも受け付けてもらっております。これは是非やってくれと。そういった取り組みは現実にはやってもらっております。金額面はよろしければ後日でもお知らせしたいと思いますけど、状況はそういう状況でございます。以上です。

○亀井会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

○小島委員

利用者の数はどのくらいなっているんですか。

○本松本部員

すみません。それもですね資料をちょっと持ってきていないんですが、当初の開設からですね大幅な減少はございません。ほぼ金土日くらいが概ね利用期間中は満杯という状況で、確か千何百人あったんですが、そんなに大きな増減はない状況で推移はしております。その辺も、後日機会がありましたら資料と一緒にお届けしたいと思います。

○亀井会長

小島さんよろしいですか。施設の関係は。はい、どうぞ。

○岡崎委員

先ほどこちよつと出ました、43番のですね、剣第二、西川第二保育所の民営化ということです。この2つが民営化をされたのですが、ここの一番上にありますように数値目標としては3554万6千円ということが数値目標となっていますが、現在までの累積効果としてはここに上がってないということになっています。これはまだ年度が終わってないからということなのかもしれませんが、この民営化によってですね、その数値目標どおりの効果が出そうなのかどうかと、聞いていいのかわかりませんが、その辺りをお願いしたいと思います。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○松澤本部員

実際今までの分につきましては、人数の関係がありますので児童数の関係で実際どのくらいの効果があるのかというのはわかりにくい状態であります。それで、人件費そのものは、今回3月いっぱい3人職員が辞めております。1人は定年ですので、後2人が死亡退職と早期退職ということで、その補充分につきましては当然効果があったかということになります。その他の面につきましては、子供の人数が今になって少し増えておりますが、当初は大分見込みが下がっておりました。そういうことで、実際の数が、どのくらいの効果が出るかというのは、終わって決算近くにならないと想像がつかないということが現実であります。その一番の原因はやっぱり交付税等の減少も出てくるかと思っておりますので、そこら近所も含めたところで人数の確定等があるかと思っております。

○亀井会長

はい、岡崎委員。

○岡崎委員

まさしくそこが一番気になるところでですね、職員の数が減って人件費が減るということはいいことなんですが、国からの交付税も減るということによってですね、民営化をしたはいいけども、実はあまり財源的には効果がなかったんじゃないかなということもありえるんですよ。ここに3500万ほどあがっているんですが、これほどの効果がなかったんじゃないかなということが一番危惧されます。したがって、この検討委員会の中ではですね、廃止も含めて検討するということが実はあってたわけですよ。ですから、本当に今後この行財政改革の中でですね、この民営化された2園も含めて5園の、5保育所が必要なのかどうかということも検討の課題の中には、私は上がってきてもいいんじゃないかなと、必要じゃないかなと思います。そののところも、今後のこととして、ここで取り組む必要があるかなということで申し上げます。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○松澤本部長

言われるとおり、廃止も含めて検討ということが実際良かったかと思っておりますが、この行革の中では民営化が先に来たということで、5年の計画期間が21年度で終了しますので、次回に行革の計画ができると思います。その時には廃止も含めたところを検討するということになるのかと私の方も思っております。

○亀井会長

いいですか。はい、どうぞ。

○香原委員

香原です。46番の室木小学校と西川小学校の統合についての検討でございますが、これは20年度で60パーセントの進捗率ということになっておりますが、ただ、これは委員会の開催の回数だけで進捗率をあげているので、本当は、私はこのメンバーの中に入っていますが、統合を是非したかったんでありますけども、やはり統合するかどうかについては保護者のアンケートを実施しなければいけないだろうということになりまして、これを実施いたしましたところ、全然期待に反する結果が出まして、西川小学校の方はまあまあそうでもなかったんですが、室木小学校はですね、かなり反対が多いということで、これは到底統合はできないだろうというような結論になりつつあるんですね。そして、室木小の保護者の意見の中には、なんで室木小学校と西川小学校のように、ただ生徒数の少ないところだけをくっつけるというような統合を考えたのか、そして統合したところで決して理想としている、文部科学省が理想としているクラス替えができる生徒数ということにはならん訳なんですよ。統合しても1クラスでしかない。ということでその辺のメリットもない、ただ統合すれば西川小学校の方が校舎が新しいから室木小の子どもたちは西川小に通わなければならないようになるんじゃないかなという、いわゆる被害者意識のようなものばかりが強くて出てくるんですね。そして、その意見の中には規模の小さい同士の統合だけを考えるのではなくて、全体の、小学校6校ありますが、全体をどうするのかとか、あるいは中学校はどうするのかとかいう意見も個別の意見としてあった訳ですね。だからその辺をですね、今度は検討し直さないといけないんじゃないかと思うんですが、この行財政改革はこれで4次の分は今年度で最終年度ですか、そうすると次の行財政改革、5次の行財政改革がスタートすると思うんですが、その辺の検討というのは何時頃、どういうふうにして行うのかですね、その辺の計画はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

○亀井会長

総務課長どうぞ。

○阿部事務局長

今後の行財政改革の進め方ということでございますが、第4次の計画ができたときは総務省の方からの指針でそういった行財政改革集中改革プランを作成しなさいというような指導があっておりました。これで行うということだけではないんですけど、全く方針の違うような行革の作成をしますと、どうしても国との整合性が取れなくなるというところはあるんですけど、それはそれとしてですね、やはり町といたしましても何らかの取り組みはしなければならないというふうには考えております。先ほど企画財政課長も申しましたようにシミュレーションを説明いたしましたけれど、非常に厳しい財政状況ということには変わりはありません。今まで以上に徹底して見直しを行わなければならない。歳入を増やして歳出削減を図るといのがベターなんですけれど、現在の社会経済情勢の変化に対応したような取り組み、きめ細かな取り組みというのが住民の皆さんに満足度の高い公共サービスを提供するということがあろうと思います。しかし、これまで以上に行政のスリム化、財政の健全化といったこの取り組みだけではなかなか限界があるというふうには考えております。それで公共に関することを全て行政主導で行っていくとする従来型の行政運営から、行政だけでなく民間の方の協力も必要じゃなかろうかなというふうには思っております。連携、協力していただきながら、この公共的な役割を果たしていただけるのではなかろうかと思っておりますし、こういった考えからいくと新しい視点に立った行政運営の変換が求められているんじゃないかなと思っております。こういった時代が大きく変化する中で町民のニーズに適切に応えるためには、新しい視点でもう一度行財政改革を取り組む必要があるんじゃないかなと思っております。その中で、今出ております集中改革プランの中で、資料の5に付けておりました行政評価に取り組んでおります。これは行財政改革との整合性も図る必要があるかなと思っておりますので、こういった取り組みと併せまして、今後の行政改革の取り組みを進めていかなければならないのかなと考えております。来週、日曜日に選挙がある訳でございますが、自民党政権からどうなるかという状況もあります。その中でまだ国も新しい行革の指針も出しておりませんし、出してないというのは、多分市町村の合併がありまして取り組みのまだ進んでないというところもあったということで、17年度から21年度までの5年間の行革がまだ全部終わってないというような自治体もあろうかなと思っております。そういった中で国もまだ出してないということもございまして、今後の政権がどうなるかということについても、なかなか微妙なところがありますので、先ほど申しましたように、この行政評価とそれと今の4次の行革を内容を吟味しながら、再度これを延長するとか、そういった手法を考えながら進めさせていただきたいなというふうに思っております。これは十分協議して取り組むべきだと考えております。行政として、行革はやめるべき問題ではないと思っておりますので、今後、手を変えてある程度の方向性を出していかなければならないというふうには考えております。以上です。

○亀井会長

いいですか、はい。ここで皆さん方にご相談を申し上げます。予定しておりました検討課題がまだ少し残っているんですよ。だけどまた改めてこの検討委員会を開くというのは無理ですから、若干時間が遅くなりますけどもご協力いただければ続けていきたいと思うんですが、どうでしょうか。よろしいですか。

「はい」という声

ありがとうございます。では連番の47番まで。はい、どうぞ。

○武谷委員

ちょっと私の気持ちなんですけども、先ほど室木小学校と西川小学校のですね、統合検討委員会が9回も開かれて、先ほど委員の方がおっしゃいましたけども、本当に子どものためを考えましたらね、これは何時かいただいた連番46の資料ですけど、室木小学校は6名、1年生が6名、2年生が2名、3年生が4名、12名、12名、8名です。それから新延小学校が25とか24名とか22名とか、本当に少ないのですね、言われましたように鞍手町1校でいいくらいでね、やっぱりそうしないと、今これだけ経済状態が日増しに変わっているのに、子どもの10年先がですね、こんなマンツーマンの先生で子どもはすくすく育っているか知りませんが、世の中は鞍手町だけじゃないんですよ。10年先20年先のことを考えてあげましたら、お母さん達もお父さん達ももう少し強くなって、子どものためにはやっぱりたくましくみんなと切磋琢磨して磨いていかないといけないので、本当に新延小とか室木じゃなくて剣も南も北も、そういうことをよく考えていただいでですね、子どものために誰かががんばってほしいと。私はこれは意見でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○香原委員

今、武谷委員の方からですね、室木小学校が6名とか2名と3名とかずっと続くようなことをおっしゃいましたが、資料によるとそういうふうにはなっていないんですね。今の3年生だけが3名ということで、後の学年はそういう一桁じゃないんですよ。ただ、室木小学校は大変厳しい状況に変わっていないで、今すでに2年と3年は複式学級になっているんです。そして、更に来年度は、更にもう1コマ、とういのは二学年で、続きでこの国の複式学級の基準にあたるところがもう一回、もう1コマ増えるんです。ですから、来年度から2コマ複式学級が増える。そうすると、それに応じて職員数が減らされていくんですね。1コマ増えると教務主任が廃止される。次にもう1コマ増えると教頭も減らされるというふうに、だんだんだんだん職員数も減らされていきます。今は、教務主任はいませんが、教頭先生が入って見てやっているわけですね。だから何とか今いける。だから住民の方は、あるいは保護者の方は現在でもやれてるじゃないかと思うんですけども、来年度になると、もうそれができなくなるという状況が生まれてくる訳です。私はやっぱり今武谷委員がおっしゃったように、少人数の教育というのはいろんな面で将来に弊害が出てくる可能性がかなり高いわけで、いい面もあると思いますが、だから統合は進めなければならない。町の財政からみても進めなければいけないと思っております。だけど、そういう今の保護者の理解が得られない。私どもは統合を検討する委員会のメンバーでありまして、保護者を説得するような任務も権限も無い訳なんですよ。ですから本当に苦しい状況でございますが、そこで私が言っているの

は、隣同士の学校の統合だけではなくて、全体の鞍手町全体の計画を先に立てるべきではないかということ言ってるんです。そのときは小学校も中学校も含めて鞍手町の学校の体制がどうあるべきなのかということ先を立てて、その基本計画に則って統合を進めていくべきではないかと、そう感じているわけなんですよね。

○亀井会長

ではこの件はよろしいですか。先に進めたいと思いますが。次に、財政シミュレーションの検証関係に移りたいと思います。質問等がありましたら挙手をお願いいたします。はい、小松原委員どうぞ。

○小松原委員

まとめて、総括的に聞きたいんですけど、21年度で財政的には12億の赤ですね。11億何千万か知らんけど、赤字ですよ。これを基金で埋めて、財政調整基金で2億くらい埋めているんですよ。次の22年から25年にかけては、予算上は6億の財政赤字が累積されるようになっていく訳ですよ。そうしますと私の理解では、12億プラス6億の18億の赤字を、もし消そうとすれば5年間で相当な赤字、4億くらいですね財政基金を減らさないということになるんじゃないかとちょっと思ったんですけど、最終的なスタイルとしては、結局、補填するときの基金もなくなる、財政調整基金もなくなる。それから使い込みした2億何千万というのはどっから出ておるのかということもある。返さないといけない最低限の基金の問題もあると思いますが、あまり細かいことは別にしまして、我々この行革はですね、平成25年までにおよそどれくらい減らさないかのかという目標をですね、ちょっと教えてもらいたいと思うんですけど。

○亀井会長

本松さんどうぞ。

○本松本部員

財政調整基金を充てた中で平成21年度までは財政効果の、行革の効果額と、そうした財政調整基金で補ってきたということで、21年度までは一応プラスマイナス0という、実質的にです。予算上は基金から2億1千万ちょっと繰り替えるようにしておりますが、財調が2億5千万くらいということで、差し引きすれば21年度まではプラスマイナス0でしたという見解でいいかなと思っております。ただ22年度以降はその財調がありません。貯金がありませんので、当然予算組むときには原資がないからかんがい基金等を繰り替えて、いったん借りて返していくと。その返せるのがいつになるのかというのは、はっきり言って見えてないというのがあります。21年度も2億1千万を除いた形でそれは返すという前提で実質どうなのかというシミュレーションを現在描いております。ですから当然22年度以降については、累計で6億くらいの財源がないということになります。これをどうやって出していくかというのが今後の課題になります。それで、借りる場所はあるんですが、当然それは返さないといけないということで、今ははっきり言って5年しか作れておりません。非常にいろんな要素が入ってなかなか難しいものがあって、これは本当に正しいかどうか

かというのは決算を追っていかないと分からないという部分はあちますが、今考えられる要素で組んでみたという状況でございます。ですからこの赤字補填については、今後どうしていくかというのは予算編成にも当然かかわってきますので、これは今から本当に検討していかなければいかんということにはなってきます。ただ、財政上、赤字になるかどうかというのはあるんですが、かんがい基金から一時的に借りていきながらこれを返していくしか今のところは手法がないというのが現状でございます。以上です。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○小松原委員

くどいようで申し訳ないけど、12億の金をですね財政調整基金と今でいうかんがい揚排水施設基金で使っていますよね。今度、かんがい施設基金か、細かいことは別にして、これはあれですか、要するに基金は返さんでもいいということですか。調整基金は2億出るくらいでいいということですか。そうしますと21年度の決算は赤字じゃないという、コストの話は別にしてね、帳簿上は赤字じゃないということになると、残り6億を22年度から25年度まで減らせばいいということなんですか。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○本松本部員

まず、資料の4ページに財政調整基金等の基金を書いております。これの一番下の3つ分の、かんがい揚排水基金、パイプライン水利施設基金、かんがい施設基金、これは目的基金ですので、これは一時的に借りても返さないといけない。それで現在お借りしているのは、20年度で1億、21年度で予算上は2億1千万、3億1千万ですけど、上の分が財政調整基金等から合計を打っております。これがいわゆる財政の補填として流用できる部分というふうに理解してもらったらいいと思います。それで、20年度末で2億5千万のものがありますが、実質借りたものがありますので、基本的にはプラスマイナス0に近いものがありますということで、22年度以降は特定目的基金ですね、これは特定目的金ですから当然その目的以外には使えませんので、それから一時借りて返していくと、これで不足分を補っていくしか今のところは手が無いのが現状だということでございます。以上です。

○亀井会長

よろございますか。

○小松原委員

特別基金を使って赤字を解消しとるわけですね。特別基金とは何ですかと、積立金なんですか、

それとも、ある目的のために積み立ててるんですかという基本的問題がありますよね。それを聞いたかったんだけど、要するに6億を5年間でがんばりましょうということですか。答えはいらんです。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○岡崎委員

ここ3ページのですね、A3の部分なんですけど、これを見ますと20年度、21年度のですね、歳入の合計がですね、当初の見込みよりも19年度もそうですが5億7千万とか7億1千万とか見込みよりもかなりの歳入があってるんですよね。21年度はもちろん見込みですけども。これは経済危機対策ということで、今政府がですね地方に手厚く交付税を出してくれてるんで、見込みよりも増えてきてるんで現状ちょっと一息ついているというようなところだろうとは思いますが、22年度以降についてはですね、先ほどの説明を平たく言えば、特定目的金から借りてですね一般会計に入れて1年運用して借りたものを返すと、そしてまた次の年もまた借りて返すと。ということで、額が減っていくかというとおそらくは借りるお金が増えていくんですよ。まあ自転車操業的なですね運営になっていくということが懸念されます。ですから、益々この行財政改革というのがですね22年度以降も私は必要になっていくんだらうというふうに思っています。ですから、と言ってですね、とにかく予算上又は決算上ですね、数字が、行財政改革が進んで健全化が進めば、それで全てがいいかというところでもないんですよ。住んでる人たちにとってですね、鞍手町が本当に住むに値する町になるかどうかということなんです。基本は住める町になるために行財政改革が必要なはずなんです。行財政改革が先にあって住みにくくなったら何にもならないんですよ。一番最初に説明があったように、推定人口がですね大体1万7千人くらいになると、千人くらい減るということですが、人口が減るとするのは直接地方交付税に跳ね返ります。1億数千万、ひょっとしたら2億近くがですねこの部分で減るんじゃないかなというふうに感じてます。ですから、いかに鞍手町にですね住んでもらうか。今住んでいる人がですね外に行かないようにしていくかというのが私は一番大事なことだろうというふうに思います。ですから、行財政改革を進めながらさっき言ったようにサービスの低下もないようにというところでですね至難の技なんです。ここをどう知恵を使って乗り切っていくって、住民の方をお願いすることはお願いして、その代り行政の職員もですね、傍から見ても誰が見ても一生懸命がんばってるんだというふうなことがないと、一番最初言ったような信頼関係が持てるですね、行政と町民の間に信頼関係が持てる町づくりが出来るのかどうかという事に最終的に私は結びついていくんだらうというふうに思います。ですから、本当、厳しい財政状況はすごくよく分かりますし、私もぞっとするところはあるんですけどですね、その辺を、もちろん十分分かっているとは思いますが、そういった町民の側からの気持ちも理解していただいてですね、私は行革に取り組んでいただきたいというふうに思います。

○亀井会長

何かいるんでしょうか。

○岡崎委員

私が言ったところで間違いがあれば正していただきたいし、そのようであればそうというようなところで。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○古野副本部長

はい。今、同じようなことを議会でも何回も岡崎委員から言われておりますし、私もそのとおりでと思っています。この鞍手町が生き残っていくためには、やっぱり厳しい行財政改革を、更に、更に進めていかないといけない。そういう形をすれば、住民の方に痛みが出てくる。そういうことになれば鞍手町が住みよい町になるかといったらなかなか難しい面がある訳です。痛し痒しでありますけど、岡崎委員が言われるように、入ってきたお金で行政を進めなければいけないのだから、出ていくお金を絞って行って、入ってくるお金でそれなりの鞍手町の予算を組んでいかなければいけないと、こうなる訳です。そういうことで役場の職員も含めてですね、一番そういう形で節減をしていく、我慢をしないといけないのはやっぱり組織の中だろうと思うんですよね。役場を含めた組織の中で節減をしていく。そして、やっぱり住民の方に協力をしていただいて、歳入に見合った予算を組んでいくという形になっていくと思います。それで、どうしてもやっぱり福祉、保険とか医療とかそういう面はなかなか扱うところは難しいところがありますので、どうしても土木、建設事業費にどうしても手をつける。それからやっぱり職員の人件費というような形になって、なかなか厳しい面がある訳です。岡崎委員が言われるように、そこはやっぱりみんなで知恵を使って、町の職員も知恵を使わないといけないし、町民の皆さんの協力も仰ぎながら、なんとか鞍手町がこの厳しい中を生き残っていくように、皆さんに協力していただいて、この行革を更に進めていきたいというように考えています。どうぞよろしくお願いします。

○亀井会長

いいですか。では財政シミュレーションの関係はよろしいですかね。はい、小川委員。

○小川委員

シミュレーションの22年度以降の財政シミュレーションということですね、これの真ん中辺りにですね、「土木事業費で溜池改修事業は国費事業であり既に着手している」ということですね。それで、その国費というのがちょっと教えてほしいんですが、今、新潟県とか大阪とか佐賀県で新幹線やらなんやら工事したときに、国が何ぼか分担金を払いなさいと言ってるんですよね。この場合の国費というものの、これは分担金は無いかあるかということですね。これ一つ。それと、「23年度より溜池本体の工事实施を予定していることから加算しています」という加算のところもちょっと分からない訳です。それとですね、どこのため池かということの一つ教えてほしいと思いますが、よろしくお願いします。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○本松本部員

まず、費用の関係ですけど、国費というのは国庫補助事業にのった県事業という位置付けでございます。それで、国が2分の1、それから県があって、それで町が実質20パーセントの負担ということで、県事業として実施されますので、本体事業が一番金額が大きくなりますから、あえて土木費が、本来ですと説明では、現在の事業そのまま推移すればということで、本来は今の金額をそのまま同じように入れていくということがあるんですけど、こういった決まった事業については当然加算しておく必要があるということで、決まったものとして加算しております。ですから、22、23、24年くらいまで事業が続きますので、応分の負担である、町の負担金の20パーセント分は計上しております。ですから、国費というのは国庫事業にのった補助事業であるというふうに理解していただきたいと思います。それと現在、ため池は中山本村の上松尾池、漏水がっていますので、昨年度から調査等も済んでおりますし、今年度は用地買収、一部用地買収も出てきますので、そういったものも含めて事業的にはもう動いていると。そして、先ほど言いましたように、本体工事、これが一番工事費がかかりますので、そういう部分であえて表現させてもらっております。以上です。

○小川会長

わかりました。国費というのは国費事業であるからということでですね、もう全部、100パーセント国が出すのかなと思う訳ですよ。ただ今言われますように、国の言うのは国が半分出して、3割が県が出て、2割は町が出しなさいというのは、大体今までの慣例でございますからですね、たぶんそうやないかなと思っただけですけど。

○古野副本部長

今ですね、小川委員が言われているのは、国直轄の公共事業に地元の負担を求める「直轄事業負担金」のことかと。県知事の方がよく言われておりますよね。鞍手町の場合は国道等がありません。国の直轄の公共事業というのは鞍手町では無い訳です。ただ、県道はありますね、県道。県道の整備とか、県がする砂防工事とか、これについては、そのうちの何パーセントかは町が出さないといけないと。県の事業だけ町が出さないといけないということで、そういう決まりがあって負担金を出しております。国の分については直接はありません。ただ、国の補助金とか県の補助金をいただきながら事業をする分があるんですね。さっき言いましたように、ため池についても国庫補助金をもらって、県の補助事業、後の残りを町が出すという事業はたくさんあります。

○亀井会長

よございますか、この項は。無かったら先に進みたいと思いますが。次に公営企業の中期経営計画の取り組み状況についての質問を受けたいと思います。ありませんか。はい、どうぞ。

○小川委員

病院の方お願いします。経費等の取り組みのところで、未収金がある訳ですね。病院の運営審議会に行きましても、3千万も4千万も未収金とか未払い金とかある訳でね、これは年度末にならないとわからないとよく言われておりますけど、ここに書いてありますようにですね、昨年度より0.01パーセント、僅かではありますが改善ができましたということでございますが、47万円改善したということで、未収金をですね、47万円改善したということでございますけど、実際その病院にかかった患者さんの未収金の総額というのはどれくらいあるのか、ちょっと教えてほしいと思いますが。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○中野本部員

大体、決算の時は診療報酬等の絡みで2ヶ月遅れでお金が入りますので、未収金は高額になっております。ただ、それでも1ヶ月遅れ、2ヶ月遅れで個人の未収金は固まってきますけど、約1千万。それくらいあります。

○小川委員

それは患者さんが全然払わない未収金というのが1千万ある訳ですね。

○中野本部員

はい。そういうことでございます。

○小川委員

1千万ある中で47万じゃ、ちょっと、もう少し払ってもらうように努力してほしいですな。

○亀井会長

いいですか。その他ございますか。無かったら先に進みたいと思いますが。次にですね、括弧3のその他の関係で、委員の皆さん方及び事務局から何かあればそれぞれ発言をお願いしたいと思いますが。はい、岡崎委員。

○岡崎委員

先ほどもですね、ちょっと出ましたけども、この21年度で第4次は終わるわけですけども、今後ですね、この行財政改革推進委員会は22年度以降はどうされるのかどうか。また前回のようにですね、集中改革プランを作ったときのように委員会の方々のご意見を聞きながら、そういったプラン作りをするのかどうか。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○阿部事務局長

この推進委員会。今日、委員さんの任命をさせていただきましたが、任期は2年でございます。それで、21年度の行政改革の取り組みについては、来年度また報告をさせていただくということになるかと思っております。それから、新たな取り組みにつきましては、新たな人選という形になるかと思えますし、いずれにしても、公募委員さんについては一応この任期中だと思っております。他の委員さん方につきましては、推薦の委員さんもおられますので、また同じ方が出てこられるかと思えますけど、新たな取り組みにつきましての方向性につきましては、また別の委員会を立ち上げることも必要かなど。それと、このままということも考えられますけど、一応21年度のこの取り組みについては、今のメンバーの皆様にご報告を。新たな取り組みについては、どうするかということにつきましては、今後進めさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○岡崎委員

もう21年もですね8月も終わろうとしております。それで、22年度ですね予算編成も12月くらいからある訳ですよ。私達は23年まで一応任期はある訳ですけども、ということは、22年度以降についてのプランについてはですね、この委員会にするのか別の委員会にするのかまだよくわかりませんが、そういった委員会の中でプランづくりをするということではなくて、行政の中でプランを作っていくってやるという形になる訳ですか。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○阿部事務局長

その方法もあろうかと思えますし、今の第4次のプランを手直ししてどうするかというような考え方もあろうかと思っております。先ほど申しましたように、国のそういった指導、指針があればですね、それに基づいてやらなければならないかと思えますし、そのためにも、今の第4次の改革プランをそのまま延長させるかというような手もあろうかと思っております。それで、単純に延長させるだけでなくですね、その時にはやはりいくらかの手を加えなければだめだろうと考えておりますので、今後の取り組みについては早急に詰めなければなりませんけど、先ほど申しましたように行政評価の取り組みと一緒に併せまして検討させていくということになるかと思っております。以上です。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○岡崎委員

ちょっと申し訳ないんですけど、さっきも言ったようにですね、22年度以降も非常に厳しい財政状況が予測されている訳です。ですから、さっきも言ったように真剣にですね取り組んでいかないと特定目的金を借りて、そして、一般会計に埋めて1年間運用したらまた返し、次年度については、またそれをより多くの金額を借りて、また返しというふうな可能性が多分にあると私言ったじゃないですか。恐らくそういう可能性があるんですよね。政権が変わったらどうなるかわかりませんが、そういう可能性があるとは私は考えています。ですから、もうちょっとですね、時間そんなにないですよ21年度まで。いや、22年度が始まるのにですね。これから検討するということですが、本当に行財政改革をですね取り組んでいかないと、厳しい状況にある訳ですから、もっともっとですね、危機感が今の答弁では感じられないので、もうちょっと危機感を持ってですね取り組んでいただきたいというふうに思いますし、今回のこの推進委員会が設置されてですね、国の方針で設置された訳ですけども、国の方針があればどういう委員会になるかというのは別にあるんですが、その国が定めたものが有る無しに関わらずですね、やはりこういった委員会の中でプランを作成し、そしてそれを行政の方たちに実行してもらうということがですね、私は方法としては、一つの方法としてはいいんじゃないかなというふうに思います。ですから、そういうこともですね、早急に検討していただいてですね、人数がこれだけいるかどうかは別ですよ。それは別ですけども、そういう方法も検討していただいてですね、住民の方たちに公募なり、各種団体なり、どういう形になるかわかりませんが募集をかけてですね、もちろん当然予算も必要になりますけども、取り組んでいただきたいというふうに思います

○亀井会長

はい。

○阿部事務局長

委員が言われるように、十分理解しております。それで、22年度からの財政状況が本当に厳しいということは実感しております。それで、先ほど申しましたようにですね国が示したから鞍手町はやるんだとことではないということは申しましたとおりでございますし、独自の財政の厳しい中で町が自主的にやる部分というものは絶対に必要だと考えております。それで、どういった取り組みが良いのか、もう一度検証してから行いますけれど、財政的にスリム化して財政の健全化を図ったらそれでいいのかというだけではないと思っております。やはり、住民サービスの向上、それから今委員言われましたように、住んで良かった町づくりも視野に入れたところで改革を進めていく必要があろうかと思っております。だから、そういったところも含めましてですね、早急に方向を取り決めさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○亀井会長

はい、いいですか。はい。

○小川委員

あの、小さいことをございますけどね、これにあの、広報誌に有料広告を掲載したために2年間で20万円の利益があったということですよ。ちょっと鞍手町は非常に今、暗い雰囲気がありますですよ。そのために私はですね、中間市はちょっと違うところがあるか知りませんが、中間市は「元気な風が吹く中間市」ですかね。それから岡垣町が「緑と太陽の岡垣町」ですかね。なんかそういうあれがこの封筒に書いてあるんですよ。広告を取ってここにですね。それで鞍手町もですね、なんかそういうキャッチフレーズを広告料を取ってしまったらですね、鞍手町、社会福祉協議会、病院ですね、そういうのがありますから、これに入れて広告を取ったら大分効果があるんじゃないかと。ただ、鞍手広報に載せるだけで2年間で20万円あったということをございますからね、その辺りちょっと考えてもらって、鞍手町を元気付ける明るいキャッチフレーズなんかを入れてですね、あと広告等の宣伝費を取ってそれで賄うとかなんかしたらどうかなという気がいたしますが。どうでしょうか。

○阿部事務局長

その取り組みにつきましては十分効果が発揮できるふうには考えております。試験的に広報誌にそういった広告を載せるということとさせていただきますが、封筒につきましても現在検討させていただいておりますので、そういった効果があれば進めさせていただきたいと考えております。以上です。

○亀井会長

その他ありますか。藤井さんどうぞ。

○藤井委員

すみません。藤井と申します。今日の会議は今までの改革プランの検証という、評価ですかね、今日はそういう会議だと思んですけども、入ってくるお金というのは決まっているというか、何とか儲かる方法はないんですかね。今日は削減というか、支出のそういった面のチェックだと思んですけど、何とか入ってくるお金をですね、余計に入るような考えを一つ皆さんで考えていただけたらなと、こういうふうに思います。

○古野副本部長

はい。この行革は歳出の削減と同時に歳入を増やす努力をしないといけないということで、11億不足する分につきましては、町には不要な土地、活用できない土地がたくさんありますので、そういう土地を売り払うと、払い下げるといようなこともしまして、収入増を計画しています。今申し込みがあれば財産審議会を開催して、出来るだけ前向きに払い下げる方向で検討しています。それと、もう一つは企業誘致とかですね、住宅誘致とかいろんな努力もしておりますが、なかなか、ご時世が、今こういう時代になりましてですね、なかなかうまくそれが計画どおりいっていないと。それからさっき岡崎委員が言われましたように、滞納町税が相当ありますのでその解消といいいますか、収入に向けて徴収努力をしています。今現実に税務課職員は相当の研修をしています。税源委譲がありまして、県、それから市町村の税務担当職員の考え方がずいぶん変わってきて、どうし

ても徴収といえば、集金ではないんですけど、そういうふうな感じで集金の人 came という感じの雰囲気だったんですけど、今はそうではありません。ほとんどですね財産調査をし、今までは不動産の差し押さえとか、そういうことをしていましたけど、今は銀行、給与の差し押さえ、銀行口座の差し押さえなどをして徴収努力しています。今日も数件の差し押さえ予告、差し押さえの決裁をしましたが、そういうような形で徴収努力をしております。払っても払わない人と、払いたくても払えない人、これは滞納者の事情をよく知っている徴収担当職員が一番分かるんですよね。納税相談とかいろんなことをしますのでですね。だから払いたくても払えない人については十分な相談にのるけど、払える余力が充分あって払わない人については公平の原則から、厳しいそういう法律に基づいた形で徴収をしていくというふうな考え方を持っています。言われるように出るところを削るばかりでなくて、入るところをもう少しがんばって増やして、そして出るところを削らなくていいような形のものにというふうには十分私ども考えていますので、ご提案いただきましてありがとうございます。がんばっていきます。どうぞよろしく申し上げます

○亀井会長

よございますかね。はい、どうぞ。

○本松本部員

はい。先ほど改革項目の中でちょっと触れましたけど、行政評価の外部評価委員会、これにこの委員会から一人ご推薦いただきたいと思っております。どなたかをご推薦いただきたいと思っております。いきなりですのでちょっとなんですけど、よろしくお願ひしたいと思うんですが。

○亀井会長

今日はそこまではいかんでしょう。慎重にしないといかんし。それは後日で。

○事務局

事務局から連絡事項ですけども、この委員会の委員報酬につきましては毎回指定口座の方へ振り込みで対応させていただいております。今回もそのような形で9月の25日の振込み予定になりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○亀井会長

では、大変遅くまで会議に集中を頂きまして、ご理解とご協力が無事に予定通り議案を進めることが出来ました。本当にありがとうございました。これをもちまして終わりたいと思います。どうもご苦勞様でした。

い島美智子
五百路 恵美子